

むつ市議会第190回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成18年12月15日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【質疑、討論、採決】

第1 議案第105号 平成18年度むつ市一般会計補正予算

【一般質問】

第2 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 14番 澤 藤 一 雄 議員

(2) 40番 野 呂 泰 喜 議員

(3) 20番 横 垣 成 年 議員

(4) 13番 東 健 而 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦
5番	川	端	一	義	6番	川	下	八	十
8番	菊	池	一	郎	9番	新	谷		功
10番	濱	田	栄	子	11番	高	田	正	俊
12番	村	川	壽	司	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	富	岡	幸	夫	17番	杉	浦	守	彦
18番	柴	田	峯	生	19番	久	保	田	昌
20番	横	垣	成	年	21番	工	藤	孝	夫
22番	大	澤	敬	作	24番	松	野	裕	而
25番	東	谷	正	司	26番	東	谷	良	久
27番	佐	々	木	隆	28番	立	石	政	男
29番	竹	本		強	30番	坂	井	一	利
31番	福	永	忠	雄	32番	板	井	磯	美
33番	飛	内	賢	司	35番	田	澤	光	雄
36番	德			誠	37番	佐	々	木	肇
38番	鎌	田	ち	よ	39番	菊	池	広	志
40番	野	呂	泰	喜	41番	杉	浦		洋
42番	千	賀	武	由	43番	目	時	睦	男
44番	田	高	利	美	45番	澤	田	博	文
46番	菊	池		清	47番	柏	谷		均
48番	工	藤	清	四	49番	服	部	清	三
50番	杉	本	清	記	51番	慶	長	德	造
52番	佐	藤		司	54番	牛	滝	春	夫
55番	本	間	千	佳	56番	半	田	義	秋
57番	坪	田	智	十	58番	斉	藤	孝	昭
59番	中	村	正	志	60番	富	岡		修
61番	川	端	澄	男	62番	宮	下	順	一

欠席議員（4人）

7番	小	林		正	23番	千	船		司
34番	赤	松		功	53番	工	藤	直	義

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教委 教員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公管 企業者	杉山	重一
代監 査委 表員	菊池	十 四夫	選委 委員 職務 代理	佐々木	鉄郎
農委 員 業会長	立花	順一	総務 部長	齋藤	純
総務 調整 部務監	佐藤	忠美	総務 部長 出納室	西堀	敏夫
企画 部長	渡邊	悟	民生 部長	高橋	勉
保健 福祉 部長	名久井	耕一	経済 部長	佐藤	純一
建設 部長	成田	豊	教育 部長	宮下	孝信
教委 事務 局長 育会局 事務	新谷	加水	公企 業局 営長	小川	照久
監査 委員 局長	遠藤	雪夫	総務 部長 総次	千船	藤四郎
企画 部長	工藤	武勝	企画 調整 部政監	近原	芳栄
保健 福祉 部長	佐藤	節雄	保福 副課 社理 課	佐々木	順
経理 課 部長	草野	俊正	建設 課 部長	太田	信輝
選挙 事務 局長 理會長	大芦	清重	農委 事務局 局長	村川	修司
総務 課 主任 幹事	花山	俊春	企画 課 部長	奥島	慎一
企画 課 部長	下山	益雄	保福 課 部長	澤畑	正敏
経商 課 部長	中嶋	達朗	川庁 舎所 内長	佐藤	吉男

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(宮下順一郎) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は55人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長(宮下順一郎) 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長(宮下順一郎) 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

日程第1 議案質疑、討論、採決

○議長(宮下順一郎) 日程第1 議案第105号平成18年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。39番菊池広志議員。

(39番 菊池広志議員登壇)

○39番(菊池広志) おはようございます。むつ市議会第190回定例会におきましての提案というように、本日私のほかにたくさんの方がおられるのではないかとということで、簡略に質疑をまとめてきたところ、私だけのようでございます。しかしながら、簡単に質疑をしたいというように考えております。

本案は、去る12月7日の行政報告のとおり、同月4日付で東京電力株式会社から市庁舎移転の事業に協力したいとの趣意をもって12億円の寄附採納願の提出があったというようなことでございま

す。そして、またその寄附金を改修費の財源にするために、積み立てをし、これを合併特例債から組み替えをしたいということであろうかと思いません。

まず、東京電力株式会社から12億円という多額の庁舎移転整備事業の趣意をもってというご寄附をいただいていることに対しましては、私も深く感謝を申し上げるところでございます。そこで、この市庁舎移転整備事業への趣意となる意味でございます。この寄附については、移転整備以外の用途では活用はできないのか。例えば移転ではなく新築でも構わないということなのか、また立地場所の確保で9億5,000万円を利用して、これから立ち上がるであろうむつ市庁舎移転審議会において審議をされた結論や、また当議会の判断において、当分は基金として充当できないのかということをお伺いしたいと思います。

次に、提案理由には、12億円から旧アークスプラザの購入後に残った2億5,000万円を公共施設整備基金に積み立てるといふようにありますが、これは庁舎建設の改修費の財源とすると聞いておりましたが、なぜ公共施設整備基金となるのか。この公共施設整備基金とあるのは、その他の施設にもこの基金を活用したいという考えがあるのか、またそのほかにも寄附行為が予想されているからなのかお伺いをしたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) 議案審議の過程でも申し上げたところでありますけれども、東京電力からの12億円の寄附は、ご審議をいただいております過程で明らかになっておりますアークスプラザと呼ばれていた建物及び土地を購入し、それを改築するための目的を、いわば特定してご寄附をいただいているという性格のものであります。でありますから、今議会でご審議をいただいておりますこれを整備するための審議会のテーマも、アークス

プラザと呼ばれていた建物の改築あるいはどう有効活用するかということをご審議いただくという目的のために設置をしたいと考えてのご提案を申し上げているところでございます。

公共施設整備基金の設定をするということにつきましては、市役所は公共施設の代表的なものでありますから、こういうような名称を使ったわけでありまして、市役所の建物の中に他の、例えばの話であります、社会福祉協議会といったような公共事業を主たる目的としておる事業等が入りますので、いわば市役所の直接的な目的以外に公的な性格を持った団体が入居するということを想定して、このような幾分広い意味を持った言葉にして基金を設定したいと、こういうことでございます。

また、寄附行為の予定があるということをお申し上げておられますが、これは使用済燃料の中間貯蔵処理をする会社は、東京電力と日本原子力発電の両社で設立した会社でございますので、メインは東京電力の出資でございますけれども、日本原子力発電も出資をしておるとのこととの関連で、日本原子力発電からも内々にそのような寄附行為をいたしたいというお申し出がある状況の中でこのような予定があるというぐあいに申し上げているところであります。

○議長（宮下順一郎） 39番。

○39番（菊池広志） 今答弁いただいて、大方のことはわかるのでございます。ただ、私がお聞きしたかったのは、東京電力では、この12億円という大きな浄財というものを庁舎を移転するためのものだけなのかということをお聞きしたいのです。例えば先ほど前段でも申し上げましたとおり、市長は、そのために今こうして提案をしているのだというようなことはわかるわけでございますけれども、やはり私どもにわからないのは、こういう行為、大変温かい行為をいただきましたという

ことはわかるのですが、この移転整備だけに使ってくださいということであったのかということをお聞きしたいのです。でありますから、移転整備を進めるためのものだけですよというようなことで言われたのか、それともこれから庁舎をいろいろの形で、また議会の中で判断してもらい、また審議会の中で判断していただいた結果、このような形になりました、それでもこの東京電力からの行為はそのようなことにも使えますよというようなことがあるのか、ないのかをお聞きしたかったのであって、市長が提案したこのことだけを聞きたいというようなことではなかったのです。ですから、この建設するためにと、移転をするという、また補修をしてやるためにだけそのような行為がなされたのか、そうではないよというのであれば、そのことをお聞きしたかったのであります。

また、こちらの方でございます、これから2億5,000万円という公共施設整備基金というようなこともございますけれども、庁舎建設基金という部分も確かにあるわけでございます。市長のお話を聞きますと、確かにいろんな形でそういう部分に適用をしたいから、そのような公共施設というようなことであれば、公共施設整備基金という形にしたいというのは理解できるのであります。やはり私どもはこの場において、移転事業というようなことでもって話を進めているものですから、どうもその他にも何かがあるのではないかと気がいたしまして、大変失礼ながら聞かせていただいたわけでございます。

最初に話をしました庁舎移転事業のみでこのような行為をいただいたのか、ぜひとももう一度お聞きしたいなというように思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私どもから東京電力株式会社に11月10日付で文書を提出いたしております。こ

これは、「10月31日に開催されました臨時会において、市庁舎移転整備事業について承認をいただくことができました。つきましては、これに関しては庁舎を移転するためには25億円という多額の費用を要する見込みであり、移転に必要な経費全額を市の財源で賄うということは逼迫した財政状況においては非常に困難な状況にある、特段のご配慮をお願い申し上げたい」、このようなことで文書を東京電力あてに提出いたしております。でありますから、庁舎建設という別なことも考えられるのではないかと、こうおっしゃられる趣旨はよくわかるわけでありますが、ただし12億円というのを考えてみますと、庁舎建設に果たしてどのくらいかかるのか。新しく建てるのであれば、恐らく土地、建物合わせて30億円は下らないだろうと。恐らく40億円を超える可能性も出てくるということであれば、庁舎建設のための積立金は50%を必要とする、それがなければ建設は認めないと、こういうことになりますので、新築をするということは、12億円あるいは3億円プラスになって15億円になって、これはかなり困難な事業になってくるということであります。今否決も含めて重ねてご審議をいただいた案件につきましては、あくまでも旧アークスプラザを取得し、改築するという考え方であるわけでございます。

また、公共施設整備基金という呼び方でありませうけれども、これは今後公共施設を整備するために必要な基金は、この基金一本に絞って積み立てをすることになるだろうということで、合併協議会の中でこのような科目を設定するべきであるという議論が意見の一致を見ているので、そのような名称にしているところであります。先ほどは言葉足らずで、例えばこんなことがありますということを申し上げましたけれども、今後ともこのような名目で基金を運営していきたいと考えているということでご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 39番。

○39番（菊池広志） ありがとうございます。大方のことに対しましては、私は理解するものであって、また賛意をあらわす一人として、このことについては聞きづらい点が多々あったわけでございますけれども、私個人として聞かせていただいたわけでございます。

がしかし、近年の自治体ということに関しましては、やはり北海道の夕張市とか、それからこの間危機宣言を出されました熱海市、また奄美市というようなことで、大変私ももう十数年前から財政危機というものは考えておりましたが、それが私もよりも早くそういう形が出てきたと。私は、半分は市長の手腕に感謝を申し上げているところでございますが、やはり市民といたしましては、私は20億円、30億円、それできかずに30億円、40億円はかかるであろう新庁舎を建設しろというようなことではなく、まず建てる部分の土地を購入することが先決、必要ではないかなというようなことは考えます。

また、それに建設するというような視点ではなく、まず建てることに対しては、ぜひとも市民の声も、また議会の中での大いなる賛成をいただくことが大事かなと、また市民がそれを望んでいるのではないかなということで、この質疑をさせていただきます。私としても今回の事業に関しては、ぜひとも市長に頑張ってもらいたいと考えております。

大変聞きにくい質疑で恐縮ではございますが、これで私の質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで菊池広志議員の質疑を終わります。

以上で議案第105号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第105号は、会議規則第38条第2項の規

定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第105号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番工藤孝夫議員。

(21番 工藤孝夫議員登壇)

○21番(工藤孝夫) 議案第105号に対し、反対討論を行います。

7日初日の本会議において、関連する議案第83号の反対討論で申し述べましたように、新庁舎問題は最初から市民の合意抜きで進められてきたものであります。しかも、国、県民、市民の声を二分している中間貯蔵施設を進める東京電力からの寄附金であります。企業は、見返りの期待なくして寄附をしないというのは常識であることも明瞭です。こうした寄附は、健全性からしても、行政の公共性からしても多くの問題を持ち、市民を納得させ得るものではないと言えるのではないのでしょうか。将来とも電力企業からのしがらみを受け続ける危険性を危惧し、指摘して討論といたします。

議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで工藤孝夫議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより議案第105号 平成18年度むつ市一般会計補正予算の採決に入ります。

議案第105号の採決については、服部清三郎議員外6人から、無記名投票によらねたいとの要求がありますので、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(宮下順一郎) これより出席議員数の確認

を行います。

ただいまの出席議員数は55人であります。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(宮下順一郎) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(宮下順一郎) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、点呼に応じて順次記載台で記入して投票を願います。繰り返します。本案を可とする議員は賛成、否とする議員は反対と記載のうえ、点呼に応じて順次記載台で記入して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼いたします。

○事務局長(小島昭夫) それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて賛成または反対と記載し、投票箱に投票してください。

(事務局長氏名点呼・投票)

○議長(宮下順一郎) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(宮下順一郎) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番瀧田栄子議員、15番石田勝弘議員、19番久保田昌司議員を指名いたします。

よって、10番濱田栄子議員、15番石田勝弘議員、19番久保田昌司議員の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(宮下順一郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数55票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 3 3 票

反 対 2 2 票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

ここで10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 一般質問

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第2 一般質問を行います。

本日は、澤藤一雄議員、野呂泰喜議員、横垣成年議員、東健而議員の一般質問を行います。

澤藤一雄議員

○議長(宮下順一郎) まず、澤藤一雄議員の登壇を求めます。14番澤藤一雄議員。

(14番 澤藤一雄議員登壇)

○14番(澤藤一雄) おはようございます。旧大畑町選出、新むつクラブの澤藤でございます。むつ市議会第190回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

日本の景気拡大が平成14年2月から4年10カ月

続いて、いざなぎ景気を超えたと言います。トヨタ自動車が昨年度の単年度経常利益が2兆2,000億円と発表したように、銀行業界を含む大企業の収益が軒並み過去最高を記録していると言います。なるほど平成18年度の政府経済見通しによれば、日本経済は消費及び設備投資は引き続き増加し、民間需要中心の穏やかな景気回復を続けるということでもあります。こうした景気回復を踏まえて、尾身幸次財務大臣は先日の記者会見で、安倍総理の経済成長を重視する基本方針に従い、企業が国際的に対等な条件で競争できるよう税負担を軽減し、経済の活性化につなげるために、来年度税制改正で企業減税を実施すると発表しました。具体的には、国際競争力を強化するために、企業の設備取得費を非課税にする、減価償却制度の拡充や同族会社の留保資金への課税制度の撤廃等であると言います。このほか政府税調や自民党税制調査会も参議院選挙への影響を考慮しつつも、法人税率の引き下げ等を視野に議論が行われていると言います。

一方、国民生活に大きな影響を及ぼし逆進性の強い消費税については、年金医療の給付水準の見直しと絡めて議論していく、つまり給付を減らし、負担をふやすという。さらには定率減税の廃止、個人住民税の均等割引き上げとあわせて住民税も年金から天引きをする。高齢者にはまことに厳しい方向であります。今青森県民の、むつ市民のだれがいざなぎ景気のように企業の好景気が循環し、やがては民間需要の拡大により経済全体が活性化すると考えているでありましょう。企業の好景気は、海外の景気拡大に伴う自動車等製造業の輸出やあり余った資金の海外投資に加え、非正規労働など安上がりの労働者によって成り立っているものであります。働けど働けど我が暮らし楽にならざりというワーキングプアと呼ばれる人々がふえているのであります。これが国民が支持し、

鳴り物入りで進められた弱者切り捨て、格差を拡大させる小泉政権の改革の実態であります。現代日本の、これが姿であります。

青森県は、特に公共事業の激減で景気が後退していると言います。こうした中、三村知事が攻めの農林水産業や企業の支援など、県経済の掘り起こしに努力しておられることは県知事として当然のこととはいいながら、職責に忠実であられることに満腔の敬意を表するものであります。しかるに市長、あなたは10月31日の臨時会の質疑に、雇用の拡大や経済の活性化は商工会やハローワークが行うことであって、市長の職務でないとの趣旨の答弁をされました。本当にそのように思っておいででしょうか。あなたを選んだ多くの市民は、落胆しています。

今むつ市は、どこに行っても「仕事がない」であります。特に事実上吸収合併された旧町村の住民は、役場の職員が本庁舎に吸収されて減っていることや、地元が発注されていた物品の購入や工事などが失われたことで地元経済が壊滅的な打撃を受けています。雇用も収入も激減して、高齢化と人口減少が加速度的に進んでいることを実感しています。まさに地域の崩壊であります。今年の市長選挙で市長、あなたを圧倒的多数の得票で当選させた市民の願いと期待は、まさに雇用の拡大と経済の活性化であると私は思います。

このような現状認識から、まず第1点目の雇用の拡大や産業の活性化は市長の職務の範疇にないのかについてであります。合併の際の新市まちづくり計画の基本方針で地域の個性を生かした特色あるまちづくりがうたわれています。そして、産業の活性化及び雇用の創出の項目では、少子化の進む中、就業の場の不足から若者が域外に流出している傾向にあるため、急速に高齢化社会へと進んでおり、地域活力の減退が懸念されていますと分析したうえで、地域の持っている特色ある資

源を生かした地域ならではの産業づくりによる雇用の創出がますます重要となっていると対策が示されています。

今年の市長選挙の際の資料によれば、活力ある元気なむつ市が見えてきました。地場産業を積極的に進める、市民所得の向上、就労の確保に取り組んでいきますと公約しているではありませんか。

私は、おかげさまで初当選をさせていただいてから1年8カ月、毎回一般質問をさせていただき、今回で7回目であります。この中で産業の振興、地域の振興について幾つかの提案をさせていただきました。しかし、すべて財政が厳しい、まず民間事業者がやるべきだ、地域が手を挙げるのを待つという答弁しか返ってきません。市長の中では、新市まちづくり計画が既に過去のものとなっているのではありませんか。旧むつ市中央地区のように活力が循環する地域は、ほうっておいても大丈夫なのです。しかし、活力の失われた地域をほうっておけば、百年河清を待つことになるのではないですか。この間に地域は崩壊してしまいます。新市まちづくり計画や公約は、地域が勝手にやりなさいということではないはずです。市長の任期も残りを3年切ったのであります。いつ新市まちづくり計画に着手をするのですか。旧市町村ごとに、まず行政が市長の優秀なスタッフを活用され、地域に働きかけて懇談会やプロジェクトチームを立ち上げ、産業や特産物の掘り起こしをすべきと思います。市長の明快な答弁を求めるものであります。

次に、津軽海峡沿岸の災害対策と漁業の活性化対策についてであります。10月6日から8日にかけての高潮災害で、海岸施設等に甚大な被害が発生しました。市管理の関根漁港及び大畑漁港の災害復旧に地元漁業者の意見が反映されているのか、同じように定置網、底建て網等漁業者は、長

年にわたるエチゼンクラゲの被害に続いて高潮災害による漁網の流出や破損の被害が発生しました。まさに網元や乗組員の皆さんの生活を脅かす死活の問題であります。これらの災害対策はどうなっているのかお伺いいたします。

また、漁港区域ではありませんが、大畑町赤川地区の海岸に係留していた漁船が被災していますが、防波堤等の補強について地元町内会から要望が出ているのか、この取り扱いはどうなっているのかお伺いします。

次に、スルメイカの不漁対策についてですが、先日県信用漁業協同組合連合会が不漁対策の融資を発表しました。事ほどさようにことしのイカ漁は、燃料の高騰に加えて予測のできない地球規模の異常気象と海流変化で極端な不漁に打ちのめされています。漁業者のこの窮状に対してどのような対策が講じられるのかお伺いします。

次に、県が進めている攻めの農林水産業と連携した水産業の掘り起こしについてですが、昨年12月のむつ市議会第186回定例会で一般質問をさせていただきました海の森づくり事業、中身は昆布養殖事業であります。海でも陸でも植物は自ら栄養物をつくり出す能力を持っています。第1次食糧生産者であります。食糧のないところに虫も魚も、そしてまた人間も集まりません。せっかく県が試験的に事業を始めたのに、むつ市が現場に任せっきりでいいのですか。むしろ規模を拡大して漁業資源を呼び込む、昆布そのものから商品開発をしていくという戦略的な考えで取り組むべきと思いますが、市長の答弁を求めるものであります。

次に、除雪対策についてですが、豪雪地帯の本市では、生活道路の確保が重要な問題であります。例年児童・生徒の通学や高齢者の買い物、あるいは緊急車両の運行にまで支障が出るなど、除雪をめぐる苦情が絶えないという現実があ

ります。大畑地区では、昨年度までは一部直営の除雪車が臨機応変の対応で市民の苦情を緩和してきました。今年度において全面委託になるようではありますが、このことによってどのような影響があるのか、市長の答弁を求めるものであります。

次に、二枚橋小学校の存続についてですが、11月5日、二枚橋小学校の学芸まつりに参加をさせていただきました。児童数12人の極小規模の小学校でありますから、23種目中11の演目が地域の方々によるものでありましたが、歌あり踊りあり、お話や弁論と体操、地域と学校が協力し合い、一丸となって楽しく、1人の児童の出演回数が8回と、大規模校では考えられない回数であります。何よりも子供たちが目を輝かせ、生き生きと発表していたことが感動的でありました。

学芸まつりには、NHKのスタッフの方もお見えになっていました。NHKが制作し、BSハイビジョン、BS2、そして10月19日の総合テレビで放送された「下北半島11人の合唱団」制作プロデューサーの方が取材を通じた子供たちとの交流について話しておられました。番組では、昭和30年から40年代にかけてピークを迎えたイカ漁が、その不振とともに出稼ぎなどで町を離れる人がふえ、人口減少や高齢化で児童が減少していった経過や教育活動を通じて一人一人の子供たちが成長していく様子が描かれていました。

二枚橋小学校は、昭和22年創設以来、地域の伝統を受け継ぎ、輝かしい教育実践を続けてきました。近年は、全国合唱活動に取り組み、地域と共催の学芸まつりやミニコンサートを開催するほか、海や川での遊びなど、異年齢の子供たちとのかかわりの中で学び合い、社会性を身につけていると言えます。地域全体が子供たちにかかわることによって教育力が高まり、地域の子として見守られ、高齢化が進む地域の方々には、学校と子供たちから元気と活力をもらおうと言います。いじめ、自殺や

学級崩壊、学校や教育委員会の隠ぺい体質など、教育の荒廃が顕在化している今日、番組を見た全国の方々から感動と励ましの声が寄せられていると言います。

こうした中、学校と地域が高め合う文化と交流の中心的な存在として先駆的な教育活動が展開されていることから、なくてはならない施設としてことし5月、先輩の杉本清記議員、二枚橋町内会長、PTA会長など関係者より二枚橋小学校の存続に関する陳情書が提出されたところであります。この取り扱いを含めて、一つ、二枚橋小学校の教育活動への評価について、二つ、地域づくりと学校の役割について、三つ、学校存続のための対策について答弁を求めるものであります。

以上、市長を初め理事者の皆様におかれては、前向きかつ簡潔な答弁をされるようお願いいたします。壇上よりの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 澤藤議員のご質問にお答えいたします。

私の政治姿勢ということでお尋ねであります。若干片言隻語に関する解釈の違い、全体の見通しに対する理解の不足といったようなことがございますので、その点もご指摘させていただきながら申し上げたいと思います。雇用の拡大や経済の活性化は、市長の職務の範疇にないのかというお尋ねであります。これは雇用、就労の仕事のあっせん、これについては私の仕事の範疇にはございませんが、雇用の拡大や経済の活性化という仕事は地方自治体として当然これは取り組まなければならない問題であり、そのために地方自治体がある。その頂点にいるのが市長であり、町長であり、村長である、あるいは知事でもあるわけであります。そのことを否定したつもりは決してございません。しかし、雇用の拡大にしても経済の

活性化にしても、一義的には市場原理、最近とみに言われるようになりました市場原理、必ずしも正しい使い方をされていません。今日の社会の風潮は、どうやら市場原理、市場主義といったような観を呈していると申し上げてもよろしいのではないかと思います。そのような言葉が蔓延している中で、市長、なかんずく一地方自治体が政策として取り上げるものには限界があるということをお願いいたします。

雇用の拡大と一言で言いますが、その形態を考えてみなければ、内にある問題点がぼやけてしまいかねないところであります。先ほど澤藤議員のご発言にもございましたが、今日労働力として大きなウエートを占めている年金や医療面でのケアがない非正規社員が増加しておるということ、このことは、一時的には雇用の改善にはつながりません。しかし、本来的な日本社会をこれまで支えてきた終身雇用といったようなものを否定し、実質的な日本の産業力の低下を招き、家庭の崩壊につながるような雇用という見方をするのが正しい、こう私は理解をいたしております。このことによる弊害が人口の少子化傾向に影響を与えているとも言われ、国は今、各種施策の練り直しを迫られております。国が政策の練り直しを図っている中で我々弱小地方自治体であります。事ほどさように経済を活性化し、雇用の拡大に結びつけていくという政策は、難しい問題を抱えていることを共通の認識にしていかなければならないという思いを持っております。そうした中で、新市まちづくり計画で地場の資源を生かした産業の振興をうたっているわけですが、野平の農業経営者のように、自らの創意と工夫で先進的な取り組みをしている方々をサポートしていくことがまちづくり計画で掲げている理念を具体化する端緒になるであろうと考えております。

また、分庁舎の職員の数が減ったと、こうおっ

しゃっています。職員全体の数を見ますと、標準的自治体の職員数と比較いたしますと、合併して誕生した新しいむつ市の職員は、職員数が多い。そのために、退職不補充という方式で職員全体の数を減らすという、そのような策を講じておるところでございます、本庁舎の職員も減っておりますし、分庁舎も減っている。分庁舎だけが減っているのではないというご認識は、かつてその場で働かれた澤藤議員も十分ご承知のはずであります。

また、旧むつ地区だけ公共事業がふえて、周辺町村が減っている、合併してきた旧町村が減っているというご発言がございましたが、事実は逆でございます。合併してきた旧町村の方の仕事の比率が少しずつ高まっているというのが今日の状態であるということに認識を改めていただきたいと思えます。

そのように、我々は今合併した旧町村がどうしてより住み心地のいい地域になるのか、なっていくべきなのか、どうすればいいのかということを実際に考えているつもりであります。澤藤議員は、行政が地域に働きかけて懇談会やプロジェクトチームを立ち上げ、産業の掘り起こしをすべきとのご提言であります。昨年12月の定例会においても、同趣旨のご質問にお答えいたしてございまして、前段の答弁と内容が重複することになりますが、澤藤議員ご指摘のとおり、新むつ市には自然の恵みを生かした第1次産業から第4次産業とも言われる観光産業まで多様な産業があり、その素材の中には磨き方一つでは、きらびやかな宝石ともなり得る原石も多数存在するものと認識いたしております。現在農林水産業のみならず、どの分野においても自らの経験と知識、あるいは技能技術に裏打ちされたアイデアが出され、それを行政が支援していくという形が必要であろうと考えるものであります。

雇用の拡大ということで考えますと、各種の行政事務、これは民間活力の活用という形でシフトしております。これは、とりもなおさず民間事業者の柔軟な発想のもとにおける行政コストの低減と民間活力の高揚をねらいとしたものであり、同時にまた雇用の拡大に結びついていくのではないかと考えているものであります。実効性が求められるこの時代だからこそ、官だけではなく、民である真の当事者レベルでの産業となり得るものへの可能性の掘り起こしが必要ではないかと思っております。

各地域それぞれに長年にわたって培われてきた歴史、文化、自然が存在します。これをなりわいとしてきた真の当事者を含めた関係者の方々が、その地域特有の個性を生かした産業形成に向けた意識づくり、組織づくりがまず必要であろうと考えるところでありまして、これらの組織に対しては、行政として公平公正な立場でかかわってまいりたいと考えております。

産業の活性化を図り、雇用を生み出すことは、新市にとりまして、究極の課題であります。行政としてなすべきもの、民に期待するもの、それぞれの立場での役割分担と連携により、この課題に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、津軽海峡沿岸の災害対策と漁業の活性化対策についてのお尋ねであります。さきの10月6日から8日にかけて発達した低気圧により大畑漁港並びに関根漁港が甚大な被害をこうむったところであります。ご質問の初めは、その災害復旧については地元漁業者の意見が反映されているかとのことですが、議員既にご承知のとおり、災害は原形復旧が基本原則となっております。ただし、今日の災害の発生状況は、これまで50年災、100年災と言われてきたものが、既にそのレベルを超えて発生しているという状況にあります。ま

だ耳目に新しい竜巻の発生が最近が目立っておりますが、これらは私どものまちが昭和40年8月に竜巻が発生したとき、日本にも竜巻があるのだという驚きを持って見られた。しかし、ここ二、三年、日本国内でも竜巻が異常に発生しているという状況、地球が少し狂い始めたのではないかという言い方をなされております。でありますから、単にこれまでの災害査定が原状復旧を基準としてきたものを、今我々はそれを超える改良復旧に切りかえてもらうように強い働きかけをする必要があると思えますし、このことはそれぞれの地元の皆様とも話し合いはしながら進めておりますが、財政の難しさを理由になかなか通らない。ただし、第1次の災害査定段階では査定官も、立会官という言い方をしますけれども、財務省の立ち会いのために随行してくる方々も、原状復旧だけでは不十分だという考え方が第1次査定では示されておる、こういう状況にあります。

例えば今回被災しました箇所は、大畑、関根両漁港とも消波ブロックが設置されておらなかったというようなことで、今日のような少し異常な気象のもとでは、原形復旧では本体の防波堤がもたないという認識が生まれ始めておる。こういう状況であることを私どもも強く訴えていかなければならない、そう考えております。

現在県でも水産庁と工法等について協議中であり、今週11日から15日までの日程で、むつ下北管内に水産庁の査定官と、先ほど申し上げました財務省の立会官が被災現場に出向いております。その際の会話を申し上げたところであります。

また、大畑町赤川地区の船溜につきましては、海岸防護対策等町内会からの要望も伺っております。当該箇所は、農林水産省所管外で国土交通省所管となっておりますことから、県の担当部署へ要望してまいる考えであります。

次に、定置網、底建て網等への被害対策であり

ますが、定置網漁業者や底建て網の漁業者は、漁網の流失や全損等、大きな被害を受けたことにより、大畑町漁協からは災害資金の要望がありましたが、償還期間が短く、据え置き措置がないことから、漁業者にさらに有利な他の資金を検討することとし、災害資金の要望が取り下げられております。

また、漁業者からは、新規の借入れのほか、既に借入れしている制度資金の償還猶予の要望があり、県では定置網漁業者等が借入れ済みのクラゲ対策資金について、本年12月及び平成19年6月分の約定償還の猶予を決定しております。

また、スルメイカの不漁対策についてであります。青森県水産総合研究センターによりますと、ことしのスルメイカ漁は、11月25日現在で大畑漁港の水揚げ数量は786トン、前年比44%しかないという極端な不漁になっております。こうした状況を踏まえ、漁協系統機関では今回のイカ不漁にかかわる低利のイカ不漁対策資金を創設したところ、大畑町漁協から12月5日現在で1件の申し込みがありましたが、申し込み期限の今月29日まで対応することにいたしております。

しかしながら、漁業には好漁、不漁がつきものであり、不漁に備え、漁業経営を安定させるためには漁業共済への加入が有効な手段であることから、共済加入を推進するとともに、共済掛金の一部についても補助をし、経営の安定を図っているところでありますが、共済の加入方式がさまざま難しく、かつての加入方式に対する漁民の不信がまだ残っておるという状況にあり、なかなか加入が進まないという、このようなことも漁協と協力をしながら、市も共済金の一部を負担しているということをPRしながら加入の増加を図っていきたいと考えております。

次に、県が進めている攻めの農林水産業と連携した水産業の掘り起こしをすべきとのご発言であ

りますが、県が大畑地区で進めている水産関係の攻めの農林水産業としては、海峽サーモンのブランド化や海の森づくり事業などがあり、海峽サーモンのブランド化については、市も海峽サーモン祭りに助成し、積極的に参加、協力を行うことで、観光客や市内外の消費者などへのPRに努めているところであります。また、海の森づくり事業として実施されている大畑地先の昆布養殖では、魚の集魚効果等が確認されるとともに、昆布をえさとするウニの実入りの向上対策にもつながることから、県や漁協と連携し、いそ根資源の維持拡大に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、除雪の一部直営から全面委託への変更による影響はいかに、についてのご質問にお答えします。大畑地区の除雪につきましては、平成17年度まで道路除雪延長約58キロメートル、歩道除雪延長約9キロメートルについて、委託業者7社及び一部直営で実施してまいりました。平成18年度は、除雪延長は前年度とほぼ同じであります。委託業者8社にて全面委託により実施することとしております。

機動力につきましては、昨年度まで市所有除雪機械9台、借り上げ除雪機械17台、借り上げダンプトラック18台の計44台で行ってまいりましたが、今年度は市所有除雪機械9台を貸し付け、委託業者保有除雪機械20台、ダンプトラック17台の計46台で実施いたします。

先ほど澤藤議員のご発言にもいみじくもございましたが、民間の業者ですと臨機応変に対応しているのではないかと、この全面委託をすることによって、臨機応変に対応される範囲が広がるものご期待をしておるところであります。

さらに、小型除雪機械を3台ふやし、これまで時間を要していた狭隘な道路の除雪についても時間短縮できるものと思われまます。また、澤藤議員

が先ほどご懸念されたように、小型除雪機械が配備されることによって、日中でも交通に対する支障を極力少なくすることができるのではないかと考えております。総合的には、一部直営から全面委託へ変更することによって悪い影響が出るよりも、有効に利用されるのではないかと期待をしておるところであります。

次に、二枚橋小学校の存続についてのご質問につきましては、教育委員会からお答えがあります。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 澤藤議員の二枚橋小学校の存続についてのご質問にお答えいたします。

一つ目は、二枚橋小学校の教育活動の評価についてのお尋ねであります。特に議員ご指摘のとおり、文武両面での活躍が顕著でありまして、まず運動面におきましては、青森県ユニバーサルホッケー選手権大会で優勝し、全国大会に出場しております。また、文化面の活躍も目をみはるものがありまして、昨年度の子ども音楽コンクール東北大会のほか、NHK全国学校音楽コンクール東北大会に青森県代表として出場し、見事に銅賞を獲得しているところでございます。

また、ことしにおきましても、各種の発表活動のほかに、議員も述べられておりますように、去る10月のNHK総合テレビで、「下北半島11人の合唱団」が全国に放映され、子供たちの成長の記録、二枚橋小学校の教育の歩みは、むつ市民のみならず、県民、全国から大きな賞賛を浴びているところであります。

二枚橋小学校の子供たちは笑顔に満ちあふれ、自分の夢に向かって何事にも挑戦しようとするひたむきさ、あるいは屈託のない素直さが見る人の心を打ったものと思っております。このようなすばらしい成果を挙げることはできましたのは、二枚橋小学校の全教職員が子供たちのよさを発見

し、認め、褒め、励まし、子供たちと地域の方々
の一体となった地道な活動の成果であると高く評
価しているところでございます。

二つ目は、地域づくりと学校の役割について
のお尋ねであります。年間を通して地域の方々
には環境整備のみならず、積極的にいろいろな学
校行事や総合的な学習の時間にかかわっていただ
いておるところでありまして、まさに地域と一体と
なった学校経営が推進されておりますことに、都
会の学校では見られない二枚橋小学校ならではの
教育のスタイルを見る思いをいたしているところ
であります。

開かれた学校づくりが地域の中うまく溶け込
み、学校の活動が地域を刺激し、その活力が地域
の教育力として学校を支えていただいているわけ
であり、お互いが相乗効果となって、地域づくり、
学校づくりに大いに貢献しているものと見てい
るところであります。

三つ目は、学校存続のための対策についてのお
尋ねであります。旧大畑町がいわゆる学区制が
なかった、無学区制であったことから、今年度の
平成18年度を例にとりますと、二枚橋小学区内
には27名の児童数があるにもかかわらず、16名の
児童が大畑小学校に通学しているという現実があ
りますので、今後の推移を見きわめるため、現段階
では当分状況を見守る必要があると考えていると
ころであります。

地域要望に沿った学校存続のためには、まず学
区内通学を徹底していただき、学区内の児童が二
枚橋小学校へ通うという努力をしていかなければ
ならないと思っているところでもあります。そのた
めには、学区に対する理解を十分深めていただき、
学区内の児童、保護者、地域が一体となって日ご
ろからの連携や情報交換を行い、互いに協力して
いただくことが必要ではないかと考えているとこ
ろであります。このことは、昨年度開催の二枚橋

小学校学区設定説明会並びに今年度開催の二枚橋
小学校のこれからを考える会におきましてもご説
明を申し上げ、地域の方々にもご理解をいただ
いているところでありますので、澤藤議員におかれ
ましても、特段のお力添えを賜りますようお願い
申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 順序は少々変わりますが、ま
ず除雪についてですけれども、除雪に携わる方々
には、職員の皆さんを含めて昼夜を分かたぬご苦
労があることを重々承知しており、心からご苦勞
さまと申し上げます。そのうえで、なお市民の皆
様方の生活を支えているのだという誇りを持って
職務に当たられるよう希望します。よろしくお願
い申し上げます。

次に、二枚橋小学校の存続についてであります
が、今地域の人たちには、本当に地域が崩壊する
のではないかという不安が広がっています。学校
が地域統合の象徴なのであります。この学校は、
築後11年と新しいわけございまして、ぜひとも
存続のために最善のご努力されるようお願いを申
し上げます。

次に、大畑漁港の関係ですけれども、現在壊れ
たこの防波堤も、災害復旧が完成をして、引き渡
しをして4日後にまた被災したということで、今
度は完膚なきまでに壊れたというような状況のよ
うであります。ですから、市長の先ほどの答弁の
中にもありましたけれども、今までとは考えられ
ないような気象状況が出現しているというような
ことだろうと思うので、そしてそれを踏まえて県
が、当然市からもそういう働きかけがあって県が
水産庁にそのような状況をお話しているようで
ございます。今後ともやはり旧来のその工法、考
え方では自然災害を防ぎ切れないのだというよう
なこの認識を、国の省庁のこれらを設計する公務
員の皆様にもよくよくわかっていただくように、

現場の声が政府に伝わるように、さらなる市長のご努力をお願い申し上げます。

そして、おしかりをいただきましたけれども、雇用の拡大の関係でございます。合併のときにつくったいわゆる新市まちづくり計画、私は今、旧町村の状況を見ますと、市長は旧町村の方が仕事が入っているのだと、比率が高いのだというようなことを言われましたけれども、そうした状況が何に基づくものなのかということとはわからないわけで、そういう感覚は全く感じられないというふうに思っております。そういう状況があるという前提のうえに、合併の際に合併協議会で作られた新市まちづくり計画があるわけでございます。私はそのまちづくり計画をどうやって具体化していくのか、むしろ合併のときには鳴り物入りで合併協議会が作られて新市まちづくり計画がまとめ上げられたという理解をしておりますけれども、今このまちづくり計画をどうするのか、むしろ計画をつくるときよりも、もっともっと大きなエネルギーを注ぎ込まないと、この計画が現実のものにならないのではないかと。本当にその計画を生きたものにしていくというその考えがおりなのかということなのです。まさに計画が絵にかいたもちになるのではないかと不安がやはりあるわけです。そして、そのまま旧町村が衰退の一途をたどっていくのではないかとやはり不安があるわけです。地域の皆さんに希望を持っていただくためにも、市長には一大決意を持って事に当たっていただきたい。いつこの計画の実現に着手するのか、この1点についてお伺いをいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） まちづくり計画というのは、ラフスケッチです。これは、若い人たちがこうありたいという思いを述べた、それをそれなりに審議する方々が麗しい思いであるという評価をした

ということであろうと思っております。ただし、まちは命ある生き物です。道路を1本つくっただけで、その周辺が大きく変わるという、そういうご経験をお持ちのはずです。しかし、道路を幾らつくっても全然変わらない地域も生まれてくる。これは、そのまちに既に命尽きようとする状況が根っこの方にある場合。ただし、単に道路をつくるだけではそういう現象、二つに分かれる現象が出てくるかもわかりません。それとあわせて、そのまちの心臓部、筋肉部、これらをどうセットで組み合わせるか。

例えば九州の有名な温泉であります、あそこは隣近所にある有名な温泉に侵食される、客を奪われるといいますが、そういう状況の中から1人の女性が立ち上がって地域の方々に呼びかけて、今の集客能力の高いまちづくりに成功した。役場がやったのではないのです。役場は協力しただけなのです。始めよう、動き出そうというモチベーションがまずあって、それが動いていく力になっている、発展していく力に結びついたというふうに考えるべきであろうと私は思っております。

先ほど2回目の質問で公共工事が入っていると、何を根拠にそう言うのだというふうにお尋ねがありました。比率を申し上げたのです。現在は、30億円足らずの公共事業しかありませんし、物品の購入にしても、これはそれぞれ協同組合をつくってもらったり、あるいはかつてありました協同組合を復活させたりして共同購入事業を行うことで、かつて持っていた力を維持してもらおうと、そのように働きかけをしてきました。

それから、公共工事等についても、今盛んに言われておりますのは公開の入札、一般競争入札にしろと、こういう意見が強い中で、私どもはあくまでも指名競争入札にこだわっておりますし、すれすれのところで官製談合のようなことまでやっています。ただし、こちらから意見を出すことは

ありません。地域での調整ができるならやってもいいのではないのというくらいの気持ちですから。決して官製ではありません。ただし、地元の業者優先で指名するという方式はとっています。これをもっと力強くやろうとすると官製談合に結びついてしまう。そこには、絶対入り込まないように努力しているということをご理解いただきたいと思います。

ですから、総枠が減っている中で、しかし比率としては減らしていませんよという言い方しか私どもはできないのです。これは、交付税が削減される、公共事業が必要悪というレベルから下がって、もっと悪いものだ、公共事業を出すことが日本を毒しているというような言い方まで今されるようになってきている時代に、しかしこの産業の構造が脆弱な我々の地域で公共事業が占める比率、力というのは決して小さくないと思っていますから、十分な注意を払いながら、それぞれの合併後の旧町村にも仕事を続けていただけるような配慮はしているつもりでありますので、減ったというご指摘には、私はそうではないよとは言いません。比率は減っていないということを申し上げていることを再三繰り返しまして、ご理解を願っておきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 新市まちづくり計画がラフスケッチだと、若い人たちのその思いを、その協議会が形にしたというような答弁があったわけですが、その程度なのかという思いがあります。それでは、市長のこの選挙公約の活力ある元気なむつ市が見えてきました、地場産業を積極的に進め、市民所得の向上、就労の確保に取り組んでいきますと、こう公約しておいでになるわけですが、これについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） そうしたいのですね。ですから、いろいろ模索しています。その部分部分で成功している分野もございまして、なかなか実らないところもあります。若干総花に過ぎるかなという反省もないとは申しません。しかし、それぞれ渾身の力を込めてその約束を実現するために取り組んでおるところであります。また耕作技術が下手なんでしょうか。種まいて、肥料をかけて、水かけてもなかなか芽が出てこないということもあるということは間違いなくございまして、大いに反省しながら、改めて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） いろいろ答弁をいただきまして、総花的な、選挙公約というのはそういうものかなというふうに思いますけれども、私は今までいろいろ議論をさせていただきました。やはり個々の産業の振興については、それに携わる方々の努力がまず第一義的にあるべきだというような市長のこのお考え、わかるわけですが、今、旧町村にはそれぞれに庁舎が存在し、そこにはそれぞれその長が配置されているわけです。ですから、私としては旧町村に役場があったように、そこに今その庁舎があるわけですから、やはりその長が中心になって、もっと地域の産業関連の方々と懇談会なりそういう話し合いをする場というもの、特定の課題を掲げないで、そういう機会を数多く設けていくという、そういうスタンスが私は必要なのではないかなと思うのです。もし新市まちづくり計画がラフスケッチであったということであれば、では今の旧町村の地域を、地域の産業を、そしていろんな行政課題をもっと庁舎と地域の住民が率直に意見を出し合う、そしてそれが結果として産業の振興も含めて地域の掘り起こしにつながっていくというような、そういう私はシステムをつくるべきだと思いますが、その

点についてお伺いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 1回目の答弁で書いてあるとおりに読みますと、やった方がいいというふうに読んだはずですが、ただし、タウンミーティングというのが、今悪口言われていますね。慎重に検討して、いかにして多様な、あるいはその土地の産業なり文化なり、あるいは教育ももちろんでしょう。そういうテーマを絞ったものにするのか、総花的にいろんな話をまず出してもらって、その中から絞っていくことにするのかというふうないろんなシステムがあると思いますし、それぞれの町の時代、村の時代には何かがあったはずですから、それを掘り起こし、それに新しい衣を着せて取り組む。それぞれ3庁舎の長がおりますから、そういう検討をするようにここから今指示をしました。そういうことでご理解願います。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） ぜひ今の市長のご答弁のように進めていただくようお願いをいたしまして、終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

午後1時まで昼食のため休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野呂泰喜議員

○議長（宮下順一郎） 次は、野呂泰喜議員の登壇を求めます。40番野呂泰喜議員。

（40番 野呂泰喜議員登壇）

○40番（野呂泰喜） むつ市政公明クラブ会派の野

呂でございます。12月定例会は私も含めまして13名の議員の一般質問ということで、私がちょうど折り返し地点となりました。議員各位におかれましては、しばしおつき合いのほどよろしくようお願い申し上げます。一般質問に入らせていただきます。

むつ市議会第190回定例会に当たり、さきに通告してあります順に質問をさせていただきますので、市長におかれましては明快なご答弁をお願い申し上げます。

ことしも8月第1金、土、日曜日の3日間、幸いお天気にも恵まれ、また関係者各位のご尽力によりまして、下北半島の短い夏の火祭りでありまず大湊ネブタが盛大に開催され、合同運行がなされました。大湊ネブタは、120年という歴史を刻み、地域参加型の夏祭りとして、この地に住む人々が愛情を持ち、誇りに感じ、参加して楽しむまつりであります。観光客にも楽しみ、喜んでもらえる魅力のあるものであり、大湊ネブタは観光資源としての魅力のあるむつ市の華となり得るものと判断いたしまして、市長に質問をいたします。

このたび東京都武蔵村山市より地域振興事業として、行政と武蔵村山市民とが協働で市民参加型の祭りを立ち上げ、大湊ネブタを市民参加型祭りの華としたいとの要請がありまして、大湊ネブタ合同運行委員会内部で種々検討いたしまして、武蔵村山市からの要望におこたえすることとし、5月にネブタ制作を城ヶ沢倭武多実行委員会に要請いたしました。また、城ヶ沢倭武多実行委員会有志とともに10月28日開催されました東京都武蔵村山市民まつりにおいて大湊ネブタが出陣いたしました。大型ネブタが勇壮に練り歩き、大勢の観客の注目を集め、大喝采を浴びてまいりました。また、会場内では、むつ市及び下北半島物産の販売ブースを2区画むつ市のために用意いただきまして、2日間地場産品の販売とむつ市及び下北

半島観光PRも同時にさせていただきました。武蔵村山市民の下北ブランドの商品に対する関心は殊のほか高く、むつ市から参加をしていただきましたむつ商工会議所・会頭、其田副会頭、むつ市観光協会橋本会長、下北物産協会八戸副会長、菊池理事、そしてミスおしまこ5名、むつ市経済部商工観光課、むつ商工会議所の方々が下北ブランド商品の売れ行きよさに、また下北ブランドの品質の高さに自信を深められたことと思います。

最小限の経費で最大の効果であったかと私は思います。他者との交流を積極的に行い、外に向かって開いていくことにより、新しい観光連携がとれ、より効果的な事業選択がなされると思います。これからの東京都武蔵村山市への対応方について市長の考え方をお聞きいたします。

JR東日本大湊線問題の対策について。JR大湊線は、古くから私ども下北半島地域住民の生活路線として、また産業、文化、経済活動の大動脈として大きな役割を果たしてまいりました。過去においては、十勝沖地震で壊滅的な被害や、国鉄再建法施行に伴い、接続するローカル線の廃止など、幾度かの危機に直面しましたが、これを乗り越え、今日なお主要な交通手段として重要な役割を担っております。

大湊線の強風対策について、陸奥湾岸を走る大湊線は、美しい自然景観と調和し、旅情豊かなローカル線として地域住民のみならず、多くの観光客に親しまれている路線であります。しかしながら、浜辺特有の強風により、たびたび運休や遅延等のダイヤの乱れにより、特に西からの季節風が強まる冬期間、11月から3月においてでありますけれども、運転規制が頻繁に行われ、JR東日本ではその都度バス代行等で対応しておりますものの、通学生が授業に間に合わなかったり、本線への乗り継ぎがスムーズに行われなかったりするなど、利用者は不便を余儀なくされております。

平成13年度からこれまで風速計の増設による規制区間の分割、一部区画において速度規制の解除、吹雪防止ネット等の設置など、安全運行対策に取り組んでいただいておりますが、早目規制区間の見直しを含め、恒久的な強風対策としての防風さく等の設置による定時安定走行の確立を図っていただき、地域交通の拠点の確立とともに、鉄道利用者の利便性向上に向けていただきますようにと、ことし7月28日、JR東日本盛岡支社に青森県むつ市としてこのような内容の要望書を持って陳情してまいりました。

そこで、市長にお伺いいたしますが、大湊線の大きな課題であります強風対策の充実化に向けて、平成15年4月16日、JR大湊線連絡協議会内にJR大湊線防風試験柵研究会が設置され、防風試験さくの設置場所及び設置方法の検討を進めてきたと思われませんが、どのようになったのかをお知らせください。

JR東日本大湊線の経営及び利便性について。大湊線のJR東日本による経営存続については論をまたないところでありますが、東北新幹線八戸新青森間が当初計画より2年前倒しの平成22年度内の完成を目指すことが決定され、新青森までの開通は並行在来線の経営分離が条件となっております。東北本線の支線である大湊線を抱える当該地域にとりましても大きな問題であろうかと思えます。過去においては、むつ市長、下北総合開発期成同盟会会長、むつ商工会議所会頭、JR大湊線関連商工団体連絡協議会会長が青森県知事、青森県議会議長及び青森商工会議所連合会長と合同でJR東日本盛岡支社長に風対策とJR東日本による経営存続を要望していますが、その後JR東日本との話し合いの状況がどのようになっているのかをお知らせをお願いいたします。

平成18年下北総合開発期成同盟会による青森県に対する重点要望書を見ますれば、現在のところ

在来線経営分離対象区間に大湊線は含まれていないという見解が示されておりますが、大湊線が本当にJR東日本の経営で存続でき得るものなのかをお伺いいたします。

最後になりましたけれども、大湊及び西通り地区冬期間の歩道の確保について質問を行います。冬期間の大湊及び西通り地区では、国道沿いの歩道状況は非常に厳しいと言わざるを得ないものがあります。降雪量が増すに従い、雪が歩道を覆い、通勤、通学、そして市民生活でも歩行者が歩道を使えず車道を歩かざるを得ない状況であります。そこで、その現状を憂い、少しでも改善したいとの思いから、むつ市議会第150回及び第159回定例会において、安全で快適な歩行者空間を確保するため、県並びに市当局の指導をいただきながら、協調を旨とし、行政と民間との協力体制を確立し、冬期間の除排雪によるパートナーシップを結ばせていただき、地域住民の冬期間の生活安全、そして利便のため、大湊新町から桜木町までの5キロほどの距離でございますが、毎年除排雪作業をまいりました。ここでボランティアとしてご協力いただきました大湊浜町、上町、川守町、宇田町、桜木町町内会、そして大湊小・中・高校のPTAの皆様には深く感謝を申し上げます。ご協力まことにありがとうございます。

そこで、今回の質問であります。大湊地域での歩道除排雪ボランティアは、いつでも対応でき得る組織体制が整いましたので、前々から要望がございました西通り地区に当たります宇曾利川から城ヶ沢地区までの除排雪を地域ボランティア組織を立ち上げ、西通り地域の皆様の歩行者空間を確保してまいりたいと思っておりますので、市長にお願いしておりますが、西通り地区にも歩道専用の除雪機を1台、西通り地区ボランティア有志のために貸与方をお願い申し上げまして、壇上からの質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 野呂議員のご質問にお答えいたします。

まず、東京都武蔵村山市との今後の取り組みについてであります。これは、ご縁がございまして、ことし10月28日と29日の両日、東京都武蔵村山市で行われました第1回村山デエダラまつりに下北名産品の販売と観光PRのため参加したものであります。デエダラというのは、デエダラポッチという、ポッチというのは法師という意味であります。デエダラというのは説明が書いていません。漢字で書くと大きい、多い、それから般若波羅蜜多の羅、オオタラというふうに読めるのであります。こういうネブタを城ヶ沢地区の方につくってもらい、分割して武蔵村山市に持って行って運行したという、そういうご縁でございます。ことしの大湊ネブタ運行開会式の際に、むつ市を訪れておりました武蔵村山市民まつり実行委員会の皆様とお会いする機会があり、そのとき初めて村山デエダラまつりを知ることとなりました。会場で伺ったところ、10月に行う予定の市民まつりで大湊ネブタを主役にしたいことから、大湊ネブタ合同運行委員会に参加を要請し、城ヶ沢倭武多実行委員会にネブタ制作を依頼しているという話でありました。

武蔵村山市は、人口6万8,000人という我々のまちとそんなに変わらないところでございますが、周辺の人口が超密であるということで、先ほど野呂議員もご発言のように、下北の物産を持っていったところ、かなり売れ行きがよかったと。そういうことから考えまして、武蔵村山市のまちの活力をふやすための一つのイベントの目玉としてこのネブタを活用したいということを考えられたようであります。

そして、そのネブタは、この市民まつりの中で

多くの方にごらんいただくということで、これまでの武蔵村山市商工会の主催が16回行われていたのですが、今回は第1回と書いてあります。このネプタが行くことによって組織を変え、そして新たに心機一転して第1回目のこういうお祭りにしたと。名前も武蔵村山市産業まつりということにし、官民一体となったものにリニューアルしたいという考え方のようにあります。

そこで、市民による実行委員会を立ち上げ、市民からのアイデアを公募し、市職員も協働連絡委員として参加する市民まつりとして行われたものと伺っております。

実施のための準備が進む段階でむつ市の運動公園ほどの会場に29の飲食店と44の展示即売店が出店するというので、ネプタだけではなく、会場で下北地域の物販や観光PRをしてはいかがでしょうかというお誘いがあり、むつ商工会議所、むつ市観光協会、下北物産協会、むつ市として参加させていただき、両日で7万人のお客様にぎわい、2日間で持ち込んだ地場産品の約8割ほどの販売ができたと聞いておるところであります。

今後の取り組みについては、今回は第1回目ということもあり、来年度も同じ企画で行われるかどうかは、実行委員会での検討を待たなければなりません。行政がお手伝いできるものについては検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、JR東日本大湊線問題の対策についてのご質問にお答えいたします。まず、大湊線の強風対策についてですが、JR東日本では、昭和61年に多くのとうとい命を奪った山陰本線の余部鉄橋からの列車転落事故を受け、風速が毎秒20メートル以上で時速25キロメートル以下の速度規制、風速25メートル以上で運転中止とする早目規制区間を設けております。JR東日本では、旅客輸送の安全確保を第一義とし、大湊駅と下北駅

の間の田名部川橋りょうほか6カ所の風速計による観測を実施し、強風による列車の遅延や運休に対処しております。

このような状況の中で市では、JR東日本盛岡支社、青森県及び大湊線沿線市町村等で構成する防風試験さく研究会を平成15年に設置し、恒久的な防風対策として有効な防風さくの効果を検証するための試験さくについて検討を進め、平成16年には、その検討結果をまとめております。

試験さくの設置方法については、風力の減衰効果を確認するためには、線路の両側に風速計が設置でき、経費的にも有利な既存の風速計が利用できる吹越駅南方の海側の場所を適地としており、試験さくの規模については、車両の大きさを勘案し、試験さくの長さ40メートル、高さ5メートル程度は必要であるとしております。この設置費用は、長期間の使用にたえられるベルト式ネットフェンスで約450万円、簡易な防風ネットで約200万円となり、風速計の費用を加えますと約320万円から約850万円と試算されております。その設置効果は、ある程度期待されておりますが、試験さくの設置や設置後のデータ収集等にかかる費用については、JR東日本では地元自治体の負担で対応すべきとの立場をとっております。その背景には、大湊線が膨大な赤字を抱えているということ、また県を初めとする関係自治体の厳しい財政事情が試験さくに続く約12億円とも言われる本さくの費用負担とも関連して、なかなか次の段階に踏み込めないでいる状況にあります。

次に、大湊線の経営及び利便性についての質問ですが、東北新幹線八戸 新青森間開業後の東北本線は、並行在来線としてJRから経営分離されますが、東北本線の枝線である大湊線の経営については、下北総合開発期成同盟会からも県を通して働きかけておりますし、議員の皆様と盛岡支社へ幾度となく要望しており、これまでのJ

Rとのやりとりから、経営分離はないように受けとめております。ただ、経営存続には運行に見合った利用者の確保が大きく影響すると思われませんが、大湊駅と下北駅の利用者数がここ数年減少傾向にあり、特に昨年度はどちらも駅も1日当たりの利用者数が約190名と低迷していることに危機感を抱いております。市としては、駅前広場の機能を充実することによって利用者が使いやすい駅となるよう、下北駅については平成21年度をめどに整備を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、JR大湊線は、地域住民の通勤、通学、通院という日常生活を担う交通手段であり、また豊富な観光資源を有するむつ下北地域への誘客のための重要な路線であることから、強風対策、利便性の向上及び経営の存続などにかかわる対策について、青森県鉄道整備促進期成会など関係各機関と連携しながら、4年後の東北新幹線八戸 新青森間開業を見据えた活動をJR東日本に対して引き続き展開してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

次に、大湊及び西通り地区の冬期間の歩道確保についてのご質問にお答えいたします。大湊地区から西通り地区に至る国道338号は、交通量が多い割に狭隘箇所が多く、歩道も狭いことから、歩行者にとって厳しい道路事情と考えております。特に冬期間の歩行空間の確保は困難を極めておりますが、幸いにも野呂議員初め多くの町内会や学校関係者のご努力により、青森県が進めている歩道のスクラム除雪が定着してきており、大湊新町から桜木町までの約5キロメートルの歩道が確保されるようになりましたことは喜ばしい限りであります。改めて関係者の皆様のご努力に対し、深く感謝申し上げる次第であります。

ご質問の宇曽利川から城ヶ沢までの歩道除雪に歩道用除雪機を貸与できないかとお尋ねであり

ますが、県に問い合わせましたところ、今年度の貸与除雪機は残っていないとのことでありますので、今年度は市が町内会へ貸し出しするためにストックしております小型除雪機を利用させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 40番。

○40番（野呂泰喜） ただいまご答弁いただきましてありがとうございます。

まず1点目の武蔵村山市の件でございます。いずれにしても市長も数字を把握なさっておると思えますけれども、非常に下北物産の販売のメリットがあったということでございまして、何とかこれを継続して、いわゆる武蔵村山市だけではなく、でき得るならば近辺の市町村にもこういう形でむつ市として食い込んでいきたいなど、いわゆるネブタをメインにして物産の販売をしていったら、より効果的ではないのかなという思いで質問をさせていただきました。

確かに今回の場合は、武蔵村山市の方から全部お金をいただきまして、ネブタ等行きましたけれども、これからはやはりむつ市のお力もかりて、何とか大湊ネブタを東京の方々にもごらんいただき、むつ市を大いに観光PRしていきたいなど、そういう思いでございます。

先日テレビを見ておりましたら、青森ねぶたが来年ロサンゼルスですか、リトルトーキョーの方においてになるということで、青森ねぶたは、これは非常に大きい、大型ねぶたです。むつ市のネブタは、東京の近郊の市にすれば、ちょうど手ごろでよろしいということで今回大湊ネブタに白羽の矢が立ったのではないかなということでございますので、市長、何とか来年に向けまして、我々もまた武蔵村山市の市民団体とも交渉いたしますけれども、市長の方もひとつお力の方を賜ればと思います。

J R東日本でございます。私も盛岡支社に3回、そして東京本社に1回陳情に伺い、都合4回行かせていただきましたけれども、なかなかJ R東日本は同じテーブルに着いていただけない。我々が要望しても、相手方はどうもJ Rだと、民間ですよと、利便性よりは、少しむつ市の方々、乗客を大いに乗せてくれというお話をされます。市長、乗客にすれば、お金を払ってきちっと目的地まで時間内に着いていただくのが僕は民間のサービスではないのかなと。いわゆる卵が先か、鶏が先かという論理になってしまうのですけれども、乗れ乗れ、乗せる乗せると、ところが汽車が走らない。乗ったらいいけれども、野辺地についたら、もう電車はいないと。こういう状態で、では防風さくが効果的だと、ではお願いしますと。そうすると、いや、J Rなのだけれども、うちは国鉄のような考え方で、いわゆる二枚看板で我々に接してくる。陳情しに行った我々は、何を陳情しているのかなという、いわゆる自問自答に陥ってしまう。これは、なかなか解決の糸口がつかめないのではないかなと。やはり市長の考え方をきちっと出してもらわないと、我々もJ R東日本に行ってもご無理ごもっともという考え方で、いわゆる私はJ R東日本が大家でむつ市が店子かなという思いでしょうちゅう帰ってくるのですけれども、やはり対等な立場で話し合いをするべき。市民の利便性を考えるのであれば、我々もきちっとした意見を述べさせていただきたいというのが思いであります。

最後に、大湊の除排雪につきましては、ことしは市の除雪機があるということで、それをお借りできれば、またお借りしてやる考え方も持っていますけれども、来年枠ができましたら、ひとつ私も西通り地区のボランティアのために1台お願いを申し上げたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 武蔵村山市であります。例えば神奈川県平塚市には仙台市の七夕をまねした七夕まつりというのがある、吉祥寺にはよさこい踊りがある。東京というところは、関東圏と言ってもいいでしょうけれども、あっちこっちの人間が集まってつくっている部分がかなり大きい。よさこいソーランなんていうのは、これは北海道大学の学生が始めたことだそうですが、よさこいとソーランをくっつけてしまった。こういう新しいようで古い、古いようで新しいものが今人々を引きつける力になっている。武蔵村山市の場合も、あの土地に合った伝説の人物と言ってよろしいと思いますが、それをネプタを使うことによって具体的な形のあるものにし、それによってさまざまな市が持っている活力をくっつけて、大きな市民の心のわくわく感をつくり出すということにしたいというねらいがあったのだと思います。先ほどごらんいただいたリーフレット、市長とまつり実行委員長が同じスペースで載っているのです。東京の人たちの心は、随分たくさんのものであるのにもかわらず、心の中によりどころとなるものをつくりたいという、そういう思いが強くなっているのではないかと。さっき間違っただ村山と言いましたけれども、東村山はシンボル人物が1人おりますので、それがいわばあのまちの活力になっているのではないかなと私は思っております。

そういうことに対して、むつ市の120年と言われるネプタの人形が活用していただけるというのは、これは準姉妹都市的な考え方をもち込んでもいいのではないかという思いは強く持ちます。ただし、武蔵村山市では、ことし持ち込んだあのネプタを補修しながら維持していこうという考え方もあります。紙張りまではできるから、色をつけるのに手伝ってほしいというような考えもあるのですが、いずれにしても、まだ実行委員会

としての結論は出していないようでありますから、どのような方向性を打ち出すのか。来年10月の祭りでありますから、それまでの間にさまざまなご相談もまたあろうかと思えます。実は最初のご相談は、むつ市役所を通り越して城ヶ沢倭武多実行委員会の方に真っすぐ行っているのです。そんな経過もありますから、大湊ネプタ実行委員長として助言をしていただきながら、私どもも先ほど申し上げたような心を持っておつき合いをさせていただきたい、そう考えるところであります。

次に、JRの問題であります。JR大湊線というのは、実に大きな赤字を出しております。これは、今の車両が、前のオレンジと黄色で塗られた車両よりも新しい車両構造令によって軽くできているのです。ただし、随分高い車両なのですが、そのころまでは大湊線の運営に関する熱意も大変なものがありました。お客さんが多いときは増結をします、2両にしたり3両にした時期もあるのです。最近では、車両が足りませんと言うようになりました。ですから、観光客が多い時期でも、単両で走ることもあります。全然乗っていないで2両で走っているときもあるのです。この辺に私はJR大湊線に対するJR東日本サイドの経営にもう少し熱意を発揮してもらえないかなと、そんなことを思うことがあります。まず乗ってくれ、乗させてくれと、こういうお話の前に、そういうプロの集団が列車の走らせ方をもう少し研究して、それを時刻表などでも広告をしていただくというようなこともやっていただきたいと熱望するところなのであります。

時刻表を見ていると、季節列車というのが随分あるのですが、時期列車というのがあってもいいのではないかと思うのです。この辺は、お山の祭りがあるからふやしますというような、多分それはあるのでしょうけれども、宣伝が余り徹底しておられないので、私も四、五年に1度しか大湊

線には乗らないのですが、よそから来たお客様が随分立っていらっしゃる時に乗ったことがあります。大湊から乗ると座れるのです。下北から乗ると座れないです。そんなこともありますので、そのあたりについての検討もしていただきたいと思っております。

また、もう一つは風。むつ地区の方は、きょうは風がこのような状態だから列車が心配だなというふうに考えますけれども、同じ下北半島に住んでおられる方でも遠くにおいでになる方は、どうもいつとまるかわからないから車で行こうということで車で遠出をするというようなことになっていまして、列車の運休に関する情報がもう少し広がってもいいのかなと。広める方法は、我々にもあるわけです。情報をもらって、要所要所に情報を流せばいいわけですから。これからの時代は、高齢化という現象を無視してこういう公共的な乗り物を考えられないと思うのであります。私もこの前免許証の書きかえしましたけれども、とても青森まで車を運転していけるような状態ではないですから。車もなくなりましたけれども。そういう人たちがふえてくるということを前提に、あの列車を我々は守らなければならないという立場にいると思うのです。ですから、こういうことについて、お願い、要望という形ではやってきていますけれども、それよりももっと話し合いをする場面をふやす必要があるかと思うのです。

先ほどのお話の中に、JRであり、国鉄的であるというご発言がありましたけれども、やはり我々はJRであってほしいと思えます。JR西日本のようなことは起こしてもらいたくないという願いも込めて。しかし、もっと地元に着したJRであってほしい。お客様の心理にまで入って、あるいは利用するための背景まで考えてくださるようなダイヤグラムをつくっていただくということもお願いしたいと思っております。

私どもは、誠意をさせていただくために下北駅の改造計画を今特別委員会をつくっていただいでご審議を願っておる。あとは駅舎をどうするかという問題もあります。大湊駅の周辺は整備しました。しかし、基本的には大湊線は赤字なのだから、かかる費用は全部地元で負担してくれと、これがＪＲ東日本の基本的なスタンスです。それもやむを得ない。我々は地元の方々の足を守るという立場に立たなければならない。できるだけ対応は今しているつもりなのです。ただし、それに対して親切な心でこたえてくれないと話がかみ合わない可能性がある。

このようなことを考えながら、今は専ら事務方で対応していますが、4代ほど前の支社長、随分飲みました。実は、盛岡支社から来られて私を招待してくれたこともあります。そんなこともありますので、そういう人間関係を構築する中でいろんなことを、こちらの立場を申し上げるということも、またＪＲ東日本サイドの考え方を伺うということもしなければならないのではないかと。国鉄時代のように職員がいっぱいいたころは、それぞれの国鉄職員が我々のレールであるという考え方でいろんなことをしゃべっていたわけです。それが経営面にも反映されていたと私は思いますが、今それにかわるものを用意していかなければならない、そのように思います。

それから、三つ目の質問であります西通り地区の歩道除雪について、先ほどの答弁では多少軽過ぎる答弁かもしれません。西通り地区のボランティアの皆様、協力してくださる方々の心にこたえられるように懸命にご利用いただくような手法を講じていかなければならないと、そう思っております。

○議長（宮下順一郎） 40番。

○40番（野呂泰喜） ＪＲの問題でありますけれども、市長おっしゃるとおり、ＪＲ東日本は我々が

陳情に行きますと、防風対策、防風さく等々いろんなものを提案しても、全部それは沿線自治体がお金を払ってやるものだと。ＪＲ大湊線連絡協議会、これはたしか県、ＪＲ東日本、そして野辺地町、横浜町、むつ市と、この協議会であるはずですけれども、その部分で我々ＪＲ東日本に行ってお願いと、それは沿線自治体がお金を払ってやるべきだと。また赤字、確かにわかります。100円稼ぐのに150円かかると言われます。非常にとにかく整備はおたくの方でやってほしいと。ですから、市長、向こうは結論をこちらに出せと、市民の税金でもいいから、つぎ込んでやれと言っておる。あとは、市長の考え方一つではないのかなと。利便性を考えるのであれば従わざるを得ないのかなと、不本意でありますけれども。

それともう一つは、ＪＲ大湊線の存続でありますけれども、平成18年の県に対する重点要望書を見ますれば、先ほど申し上げましたとおり、大湊線が本当にＪＲ東日本で経営存続していただけるのか。ただ在来線経営分離対象区間に大湊線は含まれてはおりませんよとってはありますけれども、ではむつ市と沿線自治体、それとＪＲ東日本とで、ここに書いてありますけれども、書面等での確約もないと、いわゆる口約束でやっていっちゃると。こうなると、もしＪＲ東日本が経営できないとなったら、これはどうするのですか。先ほど市長からも話がありましたけれども、大湊駅周辺、駅前整備をしていただき、今下北駅前整備促進特別委員会で整備をします。やはりこれは何とかＪＲで存続してもらおう要望をしてもらわねばならないと思いますけれども。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ちょっと古い話になったもので、今念を押していたのです。ＪＲ東日本はむつ市と協定は結んでおります。基本的には、駅及び駅周辺を整備するためにパートナーシップを結ぶ

と、こういうことなのです。つまり先ほどから申し上げておりますように、駅などを整備するときは、地元が最大限協力しますという内容になっている。協力してもらったから、あとは知らない、さようならということはないと文書で交わしています。でありますから、そういうこともありますし、さらには大湊線の重要性はよくわかっているという言い方をして、廃止予定路線を存続させたという歴史的な経過もあるのです。そういうさまざまな要素を考えながら、今我々は先ほど申し上げたように、大湊駅周辺の整備もしましたし、今下北駅周辺を整備しようとしているわけです。一部整備しました。整備し終わったらさようならということはないでしょう。念を押せということであれば、改めてまた念を押して、いわゆるパートナーシップをさらに強固にしましょうという文書を改めて書き直す必要もあるかもしれませんが、でも既に書いてあるということは何で念のためにやるのということになる可能性もありますが、それはJR東日本サイドがこのことについて深い認識を持っているということの証明書にもなるだろうと、そう考えます。

いずれにいたしましても、赤字体質には変わりはない。だから、できればきちんとした運行を確保したい。JR東日本サイドで考えていることは、そのようなことではないだろうかと思っておりますので、防風さく等については、到底むつ市が、市長が腹決めたからといって、吹越のあたりに綱張るのにむつ市が金出すからやってくれというようなわけにはいかないのであります。これは、レールの周辺市町村といったら野辺地町と横浜町とむつ市だけです。しかし、現実に使っているかどうかの数はともかくとして、東通村にしても、風間浦村にしても、大間町、佐井村といったようなところの方々も、佐井村の方は、船の方が速いと言っていますが、船の方は速いけれども、高いのです。

そういういろんな要素を総合してできるだけ多く利用してくださいということをもっともっと地域の方々にはわかっていただく必要があると思えます。そういう努力を一方でしておきながら、JR東日本に対してこういうようなことにしてほしいと。

例えばダイヤの編成のときに、20年前までは、ダイヤ編成も一部相談を受けたこともあるのです。今はほとんどないわけです。我々が要望しているのは、仮に八戸 新青森間の新幹線が通ったとしても、我々はどちらを使うかと。東京に行くのには、やはり八戸の方がまだまだ便利である。そのために大湊 八戸間の直通を通してくれという要請をし続けてきているわけですから、そのようなこともまた重ねて続けて要望していく必要はあると思えます。議会を挙げて大湊線の存続、地域住民の便宜性、これを求めているという姿勢を如実に示していく必要があるだろうと、そう思うところでありますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 40番。

○40番（野呂泰喜） ご協力ということで、市長、私は別に協力しないとは申し上げていない、協力は十分したいと思っています。ただ、JR東日本の姿勢がそういう姿勢ですよと。4代前の支社長は、非常にいろいろ条件をのんでいただいたみたいですけども、今の支社長は条件をのんでいただけないのではないかなと。直接面と向かって言われましたから。いわゆる大湊線の一番最盛期の半分だと、乗降客が半分ですよと。そして、昨年から比べると、また10%乗客率が下がりましたよと。明確に申されたのは、防風さくでもいいですから、沿線自治体でお金を出し合ってやってくださいと。だから、市長、ここはあなたがリーダーシップをとるべきではないのかな。いわゆる下北全部、力のある市長ですから。市長が声をかけて、

皆さんに賛同を得るしかないのではないですか。

J R東日本は、大湊線は重要な路線だと、これは非常にありがたいことだと。それはそれとして、やっぱり市長、あなたに力を出していただかなければ、我々が行って相手方に要望して、相手の要望を聞いて帰ってこなければならぬと。それこそ盛岡からむつまで3時間、悶々として汽車に乗ってこなければならぬのです。相手から要望されて、それこそ無理ごもつともというのは私のスタンスではない。市長、私はそう思っています。

パートナーシップも、それはいいでしょう。やはりきちっと市民の方々に安心安全、J R大湊線を存続させると。そして、そのためには風対策もやっていただくというのは、市長あなたの力しかないのではないのかなと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先ほど金額も申し上げました。つまりむつ市を中心としてどのような方法をとれば風をある程度弱める方式がとれるか。これは、羽越、あそこで多分竜巻だろうと思われる風が列車を脱線させて死傷者を出している。この線は、J R東日本が直すのです。それは、利用者が多いからです。ケース・バイ・ケースで対応しているというのはJ R東日本の対応の仕方だということ、それはそのとおり読んでいます。ただし、金額が一地方自治体あるいは沿線地方自治体だけで負担できる額なのかどうか。これは、下北総合開発期成同盟会でかなりしつこく県に対しても要請しているのです。選挙もあることですから、今度は少ししつこくやります。

○議長（宮下順一郎） 40番。

○40番（野呂泰喜） よろしくお願ひいたします。

最後になりますけれども、大湊地区の除排雪についてです。市長、これはちょっと余談でありますけれども、先日桜木町の前会長でありました湯澤さんがお亡くなりになった。非常に一生懸命除

排雪のボランティアをやっていただいた。ことしの2月、最後の除排雪をしているときに、ことしの冬は手伝えないぞと言われたとき、私は何を意味しているかわからなかったのですけれども、そのときに、もう余命1年という医者からの宣告を受けていたみたいです。大湊にとっては非常にすばらしい方を亡くしたなど、いわゆる晩期功労に徹した方ではないのかなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、野呂泰喜議員の質問を終わります。

2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

横垣成年議員

○議長（宮下順一郎） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） むつ市議会第190回定例会に当たり、日本共産党、横垣成年が一般質問を行います。市長及び理事者におかれましては、明快で前向きなご答弁をお願いするものであります。

まず第1点目、介護保険制度についてであります。保険料軽減制度の拡充について求めたいと思います。低所得者層の多いむつ市でこそ、このような制度を充実するべきと思います。電源三法交付金が来ているけれども、市民には何の恩恵もないという話も聞いております。電源三法交付金は、このような低所得者層の手当てにも使い、自立できる地場産業の育成にも使うべきであります。現在の軽減制度が市民の苦境を救っていると思う

か、また市として他の自治体の軽減の取り組みをどのように考えているかお聞きしたいと思います。

第2点目です。道路整備についてです。むつ地区の市道の砂利道解消の展望についてであります。どのような展望で進めているのか、市内の市道の砂利道はむつ地区は何キロで、何年で解消するものか。また、砂利道の状態別に施工しやすい順に明らかにしてもらえればと思います。

そして、むつ地区の市営住宅の道路側溝整備もおくれております。市営住宅の方の砂利道解消と側溝の整備もあわせて展望をお聞きいたします。

第3点目、保育行政についてです。民営化の諸問題について。この間、大平町、小川町保育所を民間移譲いたしました。民営化で問題となっていることはないか、むつ市で何かつかんでいるものがあればご紹介したいと思います。

また、障害を持っている児童は現在公立保育所に何人、民間には何人入所しているかもお聞きいたします。

4点目、教育行政についてです。まず、学校統廃合についてですが、今後の予定を明らかにしてもらいたいと思います。また、学区の見直しの予定はあるのかもお聞きいたします。

次に、子供のいじめの問題についてです。いじめへの対応は待たなしに行わなくてはなりません。また、日本は国際条約であります児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約を1994年4月22日に批准をしております。その前文を紹介したいと思います。

児童の権利に関する条約。前文。「この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連合加盟国の国民が、

国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し、及び合意したことを認め、国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約並びに児童の福祉に係る専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、児童の権利に関する宣言において示されてい

るとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする」ことに留意し、国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した、これが前文であります。これを日本は批准したわけであります。

この批准した日本の状況を前提として、むつ市のいじめの状況はどうなっているかということ、これはきのう石田議員に対してお答えしているので、答弁は省略しても結構でございます。そして、このいじめの状況について文部科学省にはどのように報告しているか。そして、いじめがあった場合の対策ですが、これも石田議員に回答しておりますので、答弁は省略しても結構であります。再質問の方でいろいろ質問をしたいと思えます。

そして、いじめの原因というのはどこにあると考えているかお聞きいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 横垣議員の介護保険制度についてのご質問にお答えいたします。

介護保険料の軽減措置につきましては、さきのむつ市議会第189回定例会での大澤議員のご質問

にもお答えしておりますとおり、昨年度までは5段階での保険料設定であったものを本年度から6段階にし、低所得者に対して、より配慮した方式を採用いたしたところであります。介護保険制度は、高齢者の方々を含め、40歳以上のすべての方々にご負担をいただき、相互扶助の精神に基づき運営されているものであります。それを賄う保険料の設定は、現在の当市の介護保険制度を維持するうえで最も適切であると認識しているところであります。また、特別な事情が生じた場合は、徴収猶予や減免の措置を講じ、市民の負担の軽減を図ることとしております。

市が保険料の減免ができる場合として、四つの事例を定めております。それは、1、第1号被保険者、またはその属する世帯の生計中心者が震災、風水害、火災等により著しい損害を受けた場合、2、生計中心者が死亡または長期入院等により収入が著しく減少した場合、3、生計中心者の収入が事業の休廃止、失業等により著しく減少した場合、4、生計中心者の収入が干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁等により著しく減少した場合であります。介護保険制度は、先ほども申し上げましたとおり、相互扶助の精神に基づき運営されておりますし、介護給付費の50%を保険料で賄わなければなりません。このため市では、国の保険料減免に対する考え方であります保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、一般財源による保険料減免分の補てんは適当でないという考え方、いわゆる3原則に基づき先ほど申し上げました四つの場合にのみ保険料の減免を行うこととしたものであります。

介護保険の保険料は、生活保護受給者、市民税非課税世帯であっても納付義務の生ずる制度でありますので、6段階の所得別保険料と減免制度によって、低所得者と特別な事情のある方に対する軽減措置は十分になされているものと考えている

ところであります。

また、他の自治体における軽減の取り組みをどのように考えているかのご質問ですが、各自治体にはそれぞれその自治体が抱える事情もあり、独自の減免を行っている団体もあるようでありましたが、多くの自治体は国の3原則に沿った取り組みをしているものと理解しております。いずれにいたしましても、減免した部分につきましては、当然他の被保険者がかわりに負担しなければならないこととなりますので、慎重な対応が必要であろうと考えているところであります。

次に、道路整備についてのご質問にお答えします。1点目の砂利道解消の展望についてのお尋ねであります。現在旧むつ市内の市道は581路線、232キロメートルであり、そのうち舗装延長が194キロメートルで、舗装率はおよそ83%となっております。残る未舗装延長は38キロメートルとなっており、そのうち比較的整備がしやすいと思われる側溝整備済み延長は16キロメートル、それ以外の延長は22キロメートルとなっております。参考までに、昨年度に旧むつ市内で実施いたしました道路整備の実績については、舗装整備が9路線で1.4キロメートル、側溝整備が16路線で3.6キロメートルとなっております。旧むつ市内の砂利道解消の展望については、明確にお答え申し上げることができませんが、財政状況を見ながら、優先度の高い箇所よりこれまでどおり順次整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市営住宅の団地の道路側溝整備についてのご質問にお答えします。まず、市営住宅における舗装状況を申し上げますと、4地区22団地中、14団地においては舗装済み、また部分舗装も含めて比較的整備が進んでいる状況にあり、残りのむつ地区にあります8団地については、議員ご承知のとおり砂利道となっている状況であります。

団地内道路の砂利道維持補修に関する今年度の実績を申し上げますと、むつ地区品ノ木団地を含む6団地において実施したところであります。また、側溝整備に関しても、品ノ木団地の損傷が多いことから、横断用側溝の布設がえ等を実施したところであります。殊に未舗装の団地においては、周辺の宅地化も進み、くぼ地のような状況にありますことから、排水が必ずしも容易でない団地もあることもご承知のとおりであります。

このような状況から、道路及び側溝の整備につきましては、屋根等の改修も含め、これまで計画的に進めてきた経緯がありますが、今後も随時の維持補修を継続しながら、団地ごとに年次計画を立て、その解消を図るよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、保育行政についてのご質問の1点目、民営化したことで問題となっていることはないかのご質問にお答えいたします。市では、これまで地域住民の理解を得ながら、大平町保育所と小川町保育所を民間へ経営移譲してまいりました。民間移譲後の状況を申し上げますと、いずれの保育園においても、保護者の要望にこたえる形で保育時間を延長し、小川町第二百合保育園にあっては乳児保育を開始しております。この結果、入所希望が定員を上回る状況にあり、さらに保護者からこれまで苦情等が寄せられていない状況を見ますと、各保育園が保護者や地域から信頼されているものと理解をいたしております。これらのことを考え合わせますと、市が保育所の民間移譲を推進するという施策は、地域の方々へ受け入れられているものと判断いたしているところであります。

次に、ご質問の2点目、障害児保育の現状についてであります。障害児保育事業は、保育に欠ける軽・中度障害のある4歳児から5歳児で集団保育が可能な児童を対象に受け入れている事業であ

りまして、公立保育所の全施設、民間保育所6カ所で実施しております。10月末現在の障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている児童の入所状況を申し上げますと、公立保育所へは4名、民間保育園へは5名の合計9名が入所されております。しかしながら、一部の保育園においては、障害児保育が実施されておらず、保護者が希望した保育園に入園させることができないなどの状況にあることから、今後は未実施の保育園についても利用者のニーズにこたえられるよう協力をお願いしてまいりたいと考えております。

また、障害児にかかわらず、保育園の入園の受け付け及び入園措置の決定については市が行っていることから、各保育園が独自に入園措置を決定することはありませんし、民間に経営を移譲した場合でも、従来実施している保育内容を継続することが条件となっていることから、保護者の希望にこたえられるよう保育園の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 横垣議員ご質問の第1点目、学校統廃合についてお答えいたします。

平成17年7月に教育委員会で策定いたしましたむつ市学校統廃合計画では、平成19年4月に烏沢小学校、小目名小学校、関根橋小学校、平成20年4月に角違小中学校、平成22年4月に宿野部小学校、蛸崎小学校、第二川内小学校を統廃合対象校としてきたところであります。この計画を進めるに当たりましては、まず平成19年度及び平成20年度の統廃合対象校となりますPTA会員を初めといたしまして、各町内会を単位としました地域懇談会等でご説明を申し上げ、意見交換を重ねてまいったところであります。その結果、烏沢小学校、角違小中学校、小目名小学校、関根橋小学校につ

きましては、おかげさまをもちまして平成20年4月での統廃合ということで最終合意に達しているところであります。

次に、平成22年4月に統廃合を予定しております川内地区のPTA会員に対しましてもご説明を申し上げましたところ、早期統合を望む声が多く寄せられました。これを受けまして、地域住民との懇談会を開催しましたところ、宿野部小学校地区からは、去る11月29日付で、また蛸崎小学校地区からは12月4日付で統合先の第一川内小学校の新校舎建設を待たないで平成20年4月に統合してほしい旨の要望書が提出されましたので、各地区PTA会員と地域の意向に沿うよう進めてまいりたいと考えております。

なお、第二川内小学校の予定年度につきましては、さらなる話し合いが必要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、統廃合後の学区につきましては、統合先の学区に組み入れられることから、児童及び保護者が何らかの理由で学校の変更を希望する場合は、学校の指定変更願を教育委員会に提出していただきまして、相当な理由があると認められた場合は学校を変更できるという制度がありますので、ご了承いただきたいと、このように思います。

次のいじめ問題についてのご質問にお答えいたします。一つ目のむつ市のいじめ状況はどのようになっているかと、また県教育委員会へはどのように報告しているかについてのご質問であります。まずいじめの状況につきましては、昨日の石田議員の質問にもお答えしましたが、ことし4月から11月末日までのいじめの実態調査では小・中学校合わせて13件の14人となっているところであります。県教育委員会への報告は、指定されたいじめの基準と様式に従いまして、学期ごとに各学校から報告される児童生徒指導状況報告書というものがございまして、その報告書と年度末に提出

される問題行動調査を集計いたしましたして、県教育委員会に報告しているところでございます。先ほど横垣議員からは、いじめ防止等の対策等々、きのう石田議員にお答えしましたことは省略してもいいということでございますので、これを省略させていただきます。

最後のいじめの原因についてはどこにあると考えているかというふうなことでございますが、私は具体的ないじめの原因、要因を特定、限定することは非常に難しいと、このように基本的には考えてございます。ただ、経験上から申し上げまして、一般的に考えられる要因といたしましては、最近の子供は昔、以前と比べまして、全体的に我慢する力、忍耐力が急速に衰えているのではないかと、このように思っております。したがって、直観的あるいはまた衝動的に反応する傾向が強まっているということが挙げられると考えております。

また、トラブルが発生したとき、話し合いや言葉による解決の仕方、あるいは人間関係を修復する力が十分に身につけていないことも大きな要因ではないかと見ております。最近では、携帯電話やインターネットを使って匿名による不特定多数の中に紛れ込んだネット上のいじめも少なくなく、実態がますます見えにくくなっていることも大きな要因であると受けとめているところであります。今後とも学校、家庭、地域、関係機関と一層の連携のもとに、どの子供にとっても安心して楽しく学校生活が送れるような環境づくりに努めてまいり所存でありますので、議員のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） まず、第1点目の介護保険料の軽減拡充についてお聞きいたします。

私は、今の軽減制度で市民の苦境は救われているかということをお聞きいたしましたが、十分行

われていると、救われているという答弁でありました。私は、救われていない方の相談を受けまして、その方は結局救われなかったのでありますが、年金が本人は2カ月で3万円の方であります。そして、最高額の8万1,000円の請求が来まして、10月は3万幾らの年金から3万円が天引きされましたから、もう千幾らぐらいしか残らないという形で電気料も払えなかったという方がありました。こういう例を見れば、救われていない方がかなり多いのではないかなと私は思います。

生活保護も検討しました。でも、その方はそれを受けないで一生懸命頑張ろうという方なのです。やっぱりこういう方をきちっと救えていない、そういう軽減制度になっている。まず、この点についてどのように思うかということですが、この方はたまたま農業者を廃業いたしまして、農協に1,500万円以上の借金があって、廃業して得た収入がほとんどその借金に消えてしまったと。著しく去年は収入があったということで、最高額の8万1,000円の請求が来ているという方なのであります。この方は、国保税だとか、そういうところは減免の許容度といいますか、その範囲が広いものですから、そっちは一定程度収入に合わせて低くしてもらった。ところが、介護保険料だけは待たなしに最高額、著しく収入が前年度より低い場合という規定がありますが、前年度より年金は別に低くはなっていないので、とにかく収入があったということだけで減免の対象にはならなかったということですから、ぜひとも市長にはこういう、本当に特例なのです。8万1,000円を2万7,000円にするだけなのです。こういうめったにない例というのでも救えていない、また金額にしたって小さいものです。こういう人は、やっぱり救えるような制度にできないものかどうか、ここをお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

警察の能力を挙げて万引きを発見するために努めると検挙率が上がるのです。ただ、実際に万引きが行われているかどうかということは関係なく、捕まった人の数を挙げているのです。だから、それを例えにして、介護保険をどうのこうのというご発言は、私は議論の展開の仕方としては若干筋が違うのではないかと思います。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） 確かにそういう考え方もありましようが、本当にこのむつ市にはそういう追い込まれている方がふえていると。この介護保険料の天引きの仕方によって、さらに追い込まれていると、そういう状況をつくっているのがこの介護保険料の天引きの仕方だというふうに私は思っております。ですから、それをもうちょっと緩くする、そういう方向で検討すべきだし、また今平成17年度、国保会計の決算で私はぼっかり見逃したのでありますが、国保の収入未済額、国保の決算でも問題になりましたが、もう10億円を突破したということですから、これほどお金が払えない、そういう状況に追い込まれている方が、もうむつ市にはいっぱいあるということで、庁舎を建てるのはいいけれども、市長、10億円、25億円という、そういうお金はぼんと出すけれども、こういう方を手当てするという考え方は持てないものかどうか、最後これをお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 庁舎を建てる金がないから寄附してもらっているのです。話の筋が違います。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） 全くこういう追い込まれている方には、何の手当てもしないという姿勢が明らかになりました。私は、引き続きこういう方の立場で追及していきたいと思います。

また、第2点目の道路の問題であります。もう側溝が整備されている道路が16キロあるのでは

りますから、その整備を早く進めてもらいたいし、あとなかなか側溝がついていなくて整備がしづらいついとかというところだとか、あと団地内のそういう道路なんか、やっぱり急いでもらいたいという市民の声もあるので、とりあえずでこぼこでない、てんぷら舗装も採用して舗装を進める考えがないかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（宮下順一郎） 横垣議員、ちょっと発言の内容がよくわからないのですけれども、一般的に通用されている表現で、ご発言をお願いしたいと思います。

○20番（横垣成年） 失礼しました。簡易舗装が正確な呼び方だそうです。簡易舗装も含めてそういう困っている地域を早く舗装してもらおうということとはできないものかどうか、よろしくお願ひします。

○議長（宮下順一郎） 建設部副理事土木課長。

○建設部副理事土木課長（太田信輝） お答えいたします。

横垣議員のお話の、言うてはいけないのですけれども、てんぷら舗装ということで、これは従来、要するに路盤に一切手をつけないで、その上にもういきなり舗装をかけてしまうと、こういう工法もあつたかと思ひますけれども、今はすべて簡易舗装という形になっております。

それで、簡易舗装も最低でも上層路盤10センチくらいを全部入れかえて、それでアスファルトとなじみをよくするために上層盤きれいにそろえたもので舗装をかけるというのが通常のパターンでございます。それで、簡易舗装と、それから一般に下層路盤までの改良をする場合、これはさほど金額に差が出てきません。ですから、できれば全体をちゃんと改良した舗装で進めていきたいというのが私たちの考えであります。簡易舗装も若干ですが、進めてはおりますけれども、やはり長もちさせるためには下層路盤から全部入れかえる正

式な舗装といいますが、そういう方法をとっていきたくて考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） 次は、保育行政についてです。民営化して、この間むつ市には苦情はないという答弁でありました。私が聞いたところによりますと、答弁の中にもありましたけれども、なるべく障害を持っている、そういう児童を受け入れるように、未実施の保育園にも協力をお願いするということではありますが、今答弁にありました障害手帳を持っている方というのが本当に少ないみたいなのです。私が聞くところによりますと、障害手帳を持っていないけれども、何か保育士が見ておかしいなど、言動だとかがおかしいなど、そういう子供について、例えば民間の保育園に行くと、やっぱり保育士はもう何人もお子さんを見ているわけですから、おかしいという子供はすぐわかって、市の職員から紹介されて面接というのをやるのですか、民間では。その時点で何か変だなと思われたそういう子供が、うちは障害児保育はやっていないよとか言われて、お母さん、お父さんも、別にそういう障害児だと思っていないで連れて行くものですから、びっくりして別の方に回されるというパターンがあるけれども、公立保育所に行くと、ほとんどそういうのは全部受け入れられているそうです。

そこで私がお聞きしたいのが、全部民営化をしてしまった場合に、そういう形でお父さん、お母さんがもう迷う、こういうパターンがいっぱい出てくるのではないかなと。今は何とか公立保育所があるから、回されても、すんなりそこに行けばいいというところがあるわけです。ところが、全部民間に移されれば、そういう悩ませる状況がいっぱい出てくる。ここを市としてはどのように指導というか、できる手だてがあるのかというのを

まずお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先ほどお答えしたとおり、今保育園、保育所への入所については保健福祉部がその決定をしているわけでありまして、保育所、保育園によって処遇が違うということは基本的にはないことになっております。

なお、詳細については、保健福祉部長から答えさせます。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

ただいま市長からご答弁ございましたとおり、私立であっても、公立はもちろんそうですけれども、市の方で入退所の決定を行ってございますので、議員がご懸念されるような部分はないと、このように私どもは認識いたしております。

それと、あと若干議員の方からご発言ございました事例ですけれども、そのような事例は市の方では現在把握してございませんし、また保護者の方からもそのような苦情もないということでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） 父兄からも苦情が来ていないということであるけれども、横垣には、何かおかしいから、ちょっと市議会で一般質問をしてくれというふうな声が届いておるということで、先ほどの苦情がないというのあわせて、どうも何か市の方の敷居が高くなっているかなということを感じます。気軽に市民が苦情を市に言えない何かがあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ私に寄せる苦情と同じように市の方にも気軽に寄せられるような、そういうやっぱり相談窓口といいますが、やっぱりそこら辺の充実が必要かなと感じます。

実際本当に障害手帳を持っていないけれども、

何か言動が変だなという子はいるのです。そういう子が実際面接に行ってお断りされたという例を私は聞いておまして、そういう方が市役所にこういう例があったよということで、何か苦情を申し立てるかどうかというのは、市役所の敷居がそれなりに高いとやっぱり気軽にできない問題なのです。しかも、何かある部分にそういう障害手帳を持っていないけれども、何か言動がおかしいとかという子が集まっているという話も聞いておりますから、全部民間になった場合に、やっぱりそういう方たちが余されないような、そういう施策をしっかりとってもらいたいということを思います。

それと、こういう障害児保育をやっているところには、市からそれなりに補助金が全部行っているものでしょうか、認可している保育所、また認可外の保育所、あわせて補助金をそれなりに出していることによって市のそういう協力だとか、そういうのもそれなりにお願いできるかなというふうに私は思っております。こういう補助金も何も出していない保育所には、市は口出しができないというふうな仕組みになるのでありますから、そこら辺ちょっとお聞きしたいなど。

それとあわせて、今柳町保育所の民間移譲の現状というのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 保育所に入所申し込みする前に、むつ市としては乳児健診、2歳児健診、3歳児健診というのをやっています。そこへ行かないで保育所に入りたいというふうに考える人もいないとは言えませんし、そっちの方が多いかもしいない。福祉行政は、総合的にやっているつもりであります。また、障害児保育をやっていない保育所には、そのための費用は出していません。障害児保育をやっている保育所、保育園には、そのための費用は拠出したしておりますから、そういう

場合には障害児保育を実施していない保育園に行った場合には断られるのが当たり前、やっていないわけですから。そういう状況でありますので、そのあたりも横垣議員ご相談を受けましたら、丁寧に教えてやってください。そうでなかったら、その親御さんと一緒に市役所までおいでくだされば、うんと丁寧になると思います。本来丁寧にやっているつもりですが、それ以上に丁寧になると思います。

それから、柳町保育所に関しては、現在いろいろな角度から検討中でございますので、内容についてはただいま申し上げる状況にございません。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） ただいまの市長答弁に若干補足させていただきますけれども、障害児保育の部分につきましては、市長からご答弁ありましたように、補助金ということではなくて委託料という形で出しております。ただ、この委託料につきましては、特に障害をお持ちで、特別児童扶養手当の支給対象となっている児童が入所している場合に委託料という形で、市の単独事業ということで実施してございます。

それから、先ほど横垣議員から苦情の申し出というようなお話がございましたけれども、これにつきましては、苦情等申し出窓口ということで、各保育所の方にそういう窓口があるということのお知らせを掲示してございます。そして、第三者委員ということで、各保育所3名ほどの委員をお願いをして、そういう苦情等を解決するための対応をとってございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） 今の答弁を総合すると、今後民間でそういう面接をして、あなたは障害が少しあるから、別な方に行きなさいということはずがない、これからは発生しないということで理解い

たしましたので、もし発生した場合は、再度その問題を取り上げていきたいというふうに思います。

次、教育行政であります、いじめの問題です。ここでちょっと県教委にはどのように報告しているかということをお聞きいたしまして、結局13件14人と報告しているということで理解していいかというのをまず確認させていただきます。

それと、いじめの原因で、個人的な意見ということでお答えしてもらったのでありますが、私はやっぱり生徒個人の問題だけを原因とするのは、やっぱり根本的な解決にはつながらないというふうに思っております。当然子供は、社会、学校の状況、親御さんの家庭環境、そういうものを総合して、結果的にいじめという行動に出ると。プラスその生徒の性格が加わって、そういう状況が生まれるというふうに思うのであります。そこでそれをさらにこれから加速させる状況を今、日本という国はつくっているのではないかなというふうに私は思っておりますので、その原因をお聞きしたので。私は、やっぱりその原因の一つとして、私も中学校時代から経験しました受験競争、競争教育、これがまず大きいのではないかなと。そして、私が学生時代には余り見られなかった今の教師の多忙の状況、この二つが今それこそいじめで命まで落とすような、そういう状況を加速化させているのではないかなと思いますが、この2点、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 先ほどの一番最初のいじめの県教育委員会への報告をどうしているかということで、13件14人のことはどうだということですが、これはまだ報告しておりませんが、これはまだ報告していませんけれども、といいますのは、学期末ごとにまとめて報告することになりますので、取り急ぎ現在どうなっているかということで私どもが独自に一応事前

に調査したものでございます。結果的には1学期は1学期分、2学期は2学期分ということで報告して、最終的には1年間分トータルで、1学期分、2学期分、3学期分ということで3回にわたって報告するというふうにしてございます。

それから、いじめの原因についてのお話ございました。全くそのとおりだと私は思っております、一つのものでいじめに発展するということはないわけでございます。いろんなことが複合的に重なり合って不満が蓄積される、不適應になるということの結果からいくわけでございます。それは今ご指摘のように、学校であったり、学校における人間関係であったり、あるいは家庭においての親子関係、あるいはまた兄弟同士の中の関係なども作用してくるわけでございます。当然本人の持って生まれた性格も加わるわけでございます。ただ先ほど申しましたように受験競争、あるいはまた多忙化ということとまた直接的に、直線的に結びつくかどうかというのはなかなか難しいと私は思っております。まず一つ受験競争というのは、大なり小なり皆さん経験してきているわけですが、そのことが直線的にいじめにつながるというのはなかなか難しく、これもまたその本人の持っている性格とか、あるいはまたどういう受験勉強をやってきたかというふうなことで、受験勉強イコール即いじめということではなくて、むしろ受験勉強をやった人間的に鍛えられたという方もいっぱいいらっしゃるわけでございます。むしろ私は今の子供たち、我々も小さいころそうでしたけれども、自分の怠惰な勉強習慣、生活習慣がある程度受験勉強などということによって相当規制された、我慢しなければならぬことは我慢しなければならぬなということを覚えさせられた受験競争、受験勉強といいましょうか、私は比較的、比較的とは失礼なことですが、プラスの方に考えているわけでございます。ただ、

第三者から見た場合に、大変でしょうねというのも一つの見方だろうと私は思うわけでございます。では受験をなくせばいいかというのは、現実的な問題ではないと思いますけれども、やはりそういうストレスを、しかしストレスを感じない受験戦争というのはあり得ないわけでございますので、ある一定のストレスというのは、当然向上進歩のためには必要なことではないかなと私は思っております。

もう一つ、多忙化というのは、確かにそうでございますまして、昨今の、最近の新聞発表、我々はまた独自に調査した中でも、8割の先生方がやはり多忙化ということを訴えているわけでございます。そういう意味で子供と生に接する時間が少なくなっているというふうなことは確かに私は言えると思います。やはり子供の側からしますと、部活動でも、あるいはまたいろいろな話し合いでも、放課後でも時間を割いてくれたらなと思う場合も、保護者の立場でもいろいろあったのではないかなと思うわけでございます。そういうことが多忙化によってそがれているということは非常に残念なことだと思っております。しかし、できるだけ省力化といいましょうか、省けるものを省くというふうな方向でいきませんと、私どもも学校訪問などを通して、そんなに書類等準備しなくても結構でございますと、わかるものは1学期でもらったものは、また2回目もらう必要はございませんということで、できるだけ省いていいような方向で進んでいるわけでございます。そういう方向で、さらにまた我々も努力していきたいと思っておりますし、先生といえども家庭はあるわけがありますから、早目に帰って、家庭で、団らんをきちっとやっていただきたいという方向で進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（宮下順一郎） 横垣議員、申し合わせの時間が参りました。ご協力をお願いいたします。

○20番（横垣成年） 今教育長は、受験勉強は全部がだめだというわけではないということで、確かにそういう面はあるのでありますが、やっぱりすべてその1点だけに何か今の日本の教育は集中されてしまっている。であるがために、それよりいい成績をとること以上にもっと大事なものがあるということを教えることが後ろの方になってしまっているようにちょっと私は思うのです。

○議長（宮下順一郎） ご協力お願いいたします。申し合わせの時間でございます。

○20番（横垣成年） ですから、その受験、いい成績をとる、それ以上にもっと大事なものは本当に命だとか、友達を大事にすることだとか、平和だとか、そういうことをやっぱりしっかり教えることがなかなか難しくなっているというのが昨今の教育現場であります。ぜひ余り競争というのを強調しないで、そこら辺も考えるような教育システムというのを検討してもらうことができないかどうか。そういうことを要望して一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 37番佐々木肇議員。

（37番 佐々木 肇議員登壇）

○37番（佐々木 肇） 早速議長においては、議事進行を取り上げていただきましてありがとうございます。

ただいま20番議員の発言中、人権を侵害するような発言、さまざまございました。議長において、精査のうえ、厳重な対処をされるよう議事進行とさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） ただいま佐々木肇議員から、横垣議員の一般質問の発言中、不適切な表現が見られるということで、その発言の内容について削除及び訂正の申し入れの議事進行がありました。

この部分につきまして、後日会議録を精査のうえ、議会運営委員会と協議のうえ措置したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) そのようにさせていただきます。

3時25分まで暫時休憩いたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長(宮下順一郎) 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

東 健而議員

○議長(宮下順一郎) 次は、東健而議員の登壇を求めます。13番東健而議員。

(13番 東 健而議員登壇)

○13番(東 健而) 13番、新むつクラブの川内の東です。第190回、節目の議会に当たり、今回私は旧川内町を含む地域社会の現状が今廃村と消滅の危機にあるという現実を踏まえ、理事者側には何よりもまずこの対策を最優先してお考えいただきたいということを冒頭から申し上げ、質問に入りたいと思います。

それでは、事前通告に従い、2点についての質問を行います。

まず、1点目の項目であります地域振興計画の本市の現状と見通しについてお尋ねいたします。第1に、合併後の旧町村部の経済認識について市長はどのようにお考えでしょうか。市長は、合併

後の旧町村部の経済的現状について、その実態を掌握不足のご様子ですので、まずこのことについてただしてみたいと思います。

私は、今までの定例会では、本市の将来展望や地域力の現実に照らし、適切な政策の実現を要望、さまざまな形で提言してまいりました。今、旧町村部の経済は、1次産業の低迷と停滞、収入の激減に見舞われています。今回も、また旧町村部の窮状を繰り返しますが、漁業だけがどうか体裁こそ保ってはいるものの、燃油や漁業資材の値上がりなどから漁家収入が圧迫され、次第に生活が追い詰められてきております。2次産業を見れば、安売り競争の波に翻弄され、何をやってもどうにもならないという焦燥感から商売を離れる人の姿も多くなっていますので、これらに対する対策が急務であることは今まで指摘してきたとおりであります。

加えて雇用不安、生活不安が増大し、これから本市を担う若者たちや子供たちの減少と長年旧町村部のために一生懸命尽くしてこられたお年寄りたちの他界により人口はどんどん減少し、急激に衰退してきています。このことも私は訴えてまいりました。しかし、最近、そのことへの対策が後退し、旧市部だけへの大型投資が目立ち、私は旧町村部への施策の展開が今でも見過ごされているような印象を持ち続けています。幾ら申し上げても、昨今の旧町村部の市民の苦しさを理解していただけないその姿に、旧町民や旧村民は次第に不満を高めつつあります。旧市部への投資が優先され、箱物優先が行政でできる最大の配慮だと市長は考えているようだとも受けとめています。

この狭い下北半島でのむつ市政により、末端地への心情的な配慮がないがしろにされ、知らず知らずのうちに地方阻害につながっていく懸念も含まれており、これは大変なことであり、危機感を一層抱かざるを得ません。今、当たり前のことが

当たり前でなくなっている旧町村部では、今まで人々の心の中にあり続けた公德心や公共心の喪失、自分だけがよければよいというような利己心の芽生えと増長により、最低持ち合わせていなければならない倫理観と道德観念さえ失いかけていってしまうと言っても過言ではありません。例えば草木に水を与えず、しなだれてきている、このような旧川内町の異常な現象を私は今まで感じたことがなく、取り返しのつかなくなる事態の一步手前であるように感じています。合併は間違いだった、そのように後悔し、反省している市民の声が日増しに拡大してきていることを市長はご存じでしょうか。そこで、市長は行政の長として、今の旧町村部の経済が苦しくなっている現況についてどのようなご認識をお持ちなのか、お答えいただきたいと思います。

第2に、新むつ市まちづくり計画についてであります。合併協議会でも提示され、協議、議論された新市まちづくり計画となったこのビジョンが、なぜか財政難を理由に置き去りにされているという印象を持っていますが、この約束された計画がこのままではこの構想は絵に描いたもちになりかねないのではないのでしょうか。

さきの臨時会の質疑でも申し上げましたが、私たち旧町村部の議員は、この約束事の履行を監視するために在任特例を許されてきたと言っても過言ではなく、新市まちづくり計画の進展性が全く身近に感じられない現実をどのように市民に説明をしたらよいのか、またこればかりではなく、合併協議会の内容には多くの約束事がありました。私は、多くのものが随分後退し、先送りされていると思っています。市長は、これらが守られ、進展していると思っておられるのでしょうか。

さて、我々の任期も来年の10月ですから、余すところあと10カ月になりました。市長の言うように、定例会もあと3回しかありません。その間に

合併協定項目の約束されたことに道筋をつけていたただかなければと思いますが、仮にこの約束を守っていただけないのであれば、市民に我々の存在意義が問われかねません。そこで、当時の委員の間からも期待され、合併協議会でも示された新市まちづくり計画の今後の展望と見通しについて市長のご所見をお伺いいたします。

第3に、財政健全化計画についてであります。地域振興計画を考える際に、まず最初に財政健全化を図るということは合併協議会の至上命題であったはずであります。合併以来私は、赤字を解消することが最優先課題だと位置づけ、そのために市民も我慢するものは我慢をするのだということで理解してきました。しかし、合併以来赤字が解消するどころか、かえってふえ続けています。

来年度予算の依命通達には、現在25億円弱の赤字が平成19年度の末には約29億円にふえるので、職員には極力心して予算配慮してほしいと書かれています。しかし、29億円どころか、連結では既に38億円の赤字財政であることが明らかにされています。これには最近の市庁舎移転問題も絡んで、合併特例債使用後の財政支出がふえるということから明らかであります。本市の財政規模からすると、標準財政規模の約159億円の20%、すなわち約32億円にはあとわずかあります。あと3億円で準用財政再建団体に転落するのが明らかでありながら、危機感はさっぱり感じられません。当初の計画と相当ずれてきていますが、ふえ続けている赤字を減らし、財政を健全化する計画の見通しについて市長はどのように考えているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

第4に、合併特例債の使用に関する合意について伺います。合併前の将来構想には、基本理念として、「人と自然とが共生する海峡都市むつ北の創造」がうたわれています。これにはさまざまなビジョンが内包されており、私は合併後、この

構想を前面に打ち出し、計画を策定し、旧町村部にも配慮したゆとりある政策の実現を目指していただけるものと期待をしておりました。市長も選挙の公約の中で実現可能な多くのものを取り上げています。

また、合併特例法と合併協定項目には、均衡ある郷土の発展と地域振興を目指す取り組みについても合併に際し、旧町村部は衰退していくのは避けられない、地方社会に配慮した施策の展開を優先することが望ましいということが取り上げられています。私は、特例債は旧町村部の衰退に歯どめをかけることに使われると思ってまいりました。一方で、過疎債は、旧むつ市ではなかったものであり、過疎が進行している旧町村部にだけ認められていたものであり、新市に引き継がれていますが、赤字がふえれば、これも制限を受けることとなります。

なお、合併特例債は新むつ市全体で使われることになり、期待をかけてきましたが、何とこれが平成17年度において既に2億4,480万円余りが知らず知らずのうちに利用されています。このため旧町村部での使用については、本市の赤字幅が一向に埋まらないために、その利用制限を受けかねない課題もあり、結果として使用が縮小されるおそれも出てきています。交付税補てんは、交付税総額の抑制のため、この約束が守られる保証は極端に薄れてきています。財政悪化は、改善の兆しが見えず、住民が求めていた方向とは逆の方向へと進んでいるような気がして仕方がありません。これは、合併特例法という法律に従って市町村の長や議員、委員の間で合併協定を取り決めたことが遵守されず、参加した関係者の責任問題にもなりかねない重大なことであります。市長は、このことを旧町村部の長や委員、市民にどのようにご説明なさるおつもりでしょうか。

第5に、合併特例債の活用の仕方についてであ

ります。さきの臨時会で企画部長は、一般財源から5%の負担、95%が合併特例債で充てることができる、このうちの70%は地方交付税措置され、そして20年間で返還、3年間の据え置き期間がありますと申ししていました。また、元利合計の3割分が市の負担になりますとも言っています。したがって、当初の一般財源からの持ち出し分の5%を加えた支出が市の負担となります。

新市まちづくり計画では、例えば平成17年度の地方交付税を116億円と見込み、実際には104億円前後で推移したと言っていますが、まさに12億円の減ということでもあります。こういう中で合併特例債を使わないで事業をやるとするのは、非常に大変である、少しずつ振りかえながら使用しているとも申ししていました。結局は、特例債は累積赤字が減らせず、地方交付税の目減り分を補てんする形でしか使用できないということだと思えます。縁故債よりも地方債が有利なのはよくわかりますが、これが徐々に累積され、借金を減らすどころかふやしているわけであります。これでは、旧町村部の市民から、旧町民のために汗をかきように負託されてきた我々のメンツが立ちません。

合併協議の場面では、5年で69億円の合併特例債を見込んでいたとした当初の計画が先送りされ、5年後のビジョンの策定ができず、これでは合併特例債が暗黙のうちに了承されたとされる資金が旧町村部には望めるかどうか疑問であります。結果として、計画の後期5カ年間で計画に織り込まれていますが、借金を減らすということは、将来の子供たちになるべく借金を残さないという前提があつてのことでもあります。合併特例債の扱いについて、優先されるべき旧町村部への配慮が足りないと思いますが、市長はこのことをどのようにお考えでしょうか。

第6に、合併特例債の使用限度と旧町村部への投資についてお伺いいたします。企画部長の言

われた特例債を使えば一般財源から5%の負担、そして95%が特例措置される、その3割が本市の負担になるとの答弁であります。しかし、これも財政が一定の赤字に達すれば使えないというジレンマがあり、今本市の使える金額はぎりぎりの段階にきています。ちなみに、限度赤字までの仮に3億円の資金を全額使用するとしても、一般財源からの5%の負担として1,500万円がかかります。2億8,500万円を3割とするとして、1割では9,500万円、合併特例債の中で県と国に負担していただくものは、この7倍の約6億6,500万円です。ざっと見積もっても、これからの合併特例債はこれしか使えないこととなります。

合併協議会で議論された財政赤字を解消すれば、32億円の5%、1億6,000万円が一般財源からの持ち出しで30億4,000万円の3分の1の7倍、ややこしいですが、つまり単純計算で70億9,000万円の特例債が使えることとなります。これは、当初の予定でありました標準財政規模の158億円よりも少し金額がふえたため、69億円よりも多い金額となりますが、これを旧4市町村の地域振興のために使おうと話し合われたことは臨時会でも取り上げましたので、ご承知のとおりであります。現在のこの財政状況を考えると、初めの予想から大変な逸脱であります。新市の現状がこのままでは、合併特例債は旧市部だけに小出しに使われ、旧町村部での合併特例債の使用は、合併特例法では10年で使用してしまうことが望ましいとあり、どんどん先送りにされ、これが使用不可能になってしまう心配があります。私たちが在任特例で議員である間に合併特例債の旧市部と旧町村部の使用がどのようになっていくのか、赤字解消計画といつからこの合併特例債の使用ができるのか、市長からはっきりとしたその見通しを示していただきたいと思っております。

第7に、財政圧迫の原因と赤字縮小についてで

あります。新市の均衡ある一体化を目指している結果、旧市部ではそのまま、値上げに対する重圧感は余り感じませんが、旧町村部では税金や支払い料金の値上げが容赦なく続いています。合併時の協定項目の中に5年をめぐりに調整という名目で均衡ある一体化を図るとうたわれておりますので、これからもまだまだ値上げされるものが増えていくことと思っております。

公的年金受給者には、国民健康保険料は08年度から、住民税は09年度から年金から天引きされるそうであります。来年10月の任期が切れれば、我々もまた同一市民になり、支払いに追われることとなります。特に旧町村部の住民は、負担増に対する危機意識が非常に高くなってきています。このことが国民年金受給者への重圧と、細々と暮らし、苦しくとも税金を納めてぎりぎり暮らししてきた人たちを追い詰めてきています。旧町村部では、この人たちがやりくりできなくなり、生活保護への移行が高まり、生活できない人たちがこれからはどんどんふえ続けていきます。これを見据えたセーフティネットの構築は急がなくてはなりません。

市長は臨時会で、私の質疑への答弁で、生活保護者の増加を指摘し、認識されておりました。その中で教育と生活保護者への対策はしっかりやっている、教育や福祉対策についての配慮には自負していると言っていました。市民感情を考えると、こんなことは今自負するべきことでしょうか。困っている住民の救済は、行政の当然の義務であります。サービスの後退はあってはなりません。この発言は、全く納得できないことでもあります。財政圧迫の原因になることだからであります。だれにも働く場所があり、生活費に心配がなければ、支払い可能なことでもあります。何回も申し上げているとおり、うるさくても私は機会があれば、これからも申し上げたいと思っておりますが、仕事があり、

収入さえあれば、このような財政からの出費が必要なくなり、税収がふえ、本市の負担がそれだけ減ることになります。私が毎回のように雇用対策を優先してほしいと懇願している課題がまさにここにあるわけであります。

繰り返しますが、税金を支払う人の数がどんどん減り、生活保護に頼る人の数が多くなっていけば、本市の財政は一体どうなっていくのでしょうか。税金を支払っている人の今後の不平不満にもつながりかねない重大なことであります。また、このことについて市長は、自然に景気が回復するのを待つしかないとも言っています。これからも年々生活保護に依存する人たちが容赦なくふえ続け、財政支出が膨大になって、本市の財政が急激に圧迫されていくことが確実であるということ強く指摘しておきたいと思います。

市長は、他方本願で他から資金が入ってくるので、原発頼み、原発バブルの財政破綻はないと考えているようですが、旧町村部の衰退に拍車がかかってきている現状を顧みると、財政圧迫の防衛策には何よりも雇用の拡大が優先されるべきであり、現状では財政破綻の足音が近づいていることは火を見るより明らかであります。現実を直視していただきたい。そして、赤字幅の縮小が今何よりも優先されなければならないときだと思いますが、この取り組みについて市長はどのように考えているのでしょうか。

第8に、財政の破綻についてであります。北海道の夕張市では、財政が破綻し、現在再建策を市民に説明していると伺いました。読売新聞や朝日新聞などの記事によりますと、特別職の報酬が60%のカット、市議会議員の報酬は全国最低レベル24万円、職員は段階的に半減、給料は30%のカット、下水道の使用料は大幅アップ、市民税は大幅アップ、4人家族で年収400万円の世帯で年16万6,000円の負担増になると説明されているそうで

あります。また、老人ホームは閉鎖、図書館や球場、公衆浴場や公衆トイレも閉鎖、商工会議所や老人クラブなどの補助金の全面廃止など、現実から余りにもかけ離れている政策が示され、現在駆け込みで158世帯の人たちが市を見限り、他へ移っているそうであります。また、去る12月2日の東奥日報の記事によると、12月1日の夕方、夕張市が退職希望の受け付けを開始したことが取り上げられていました。その後6日、職員の85%が数年以内に退職を検討しているそうであります。紙面には、チェック機能を果たせなかった議会に重大な問題があるとも書かれています。財政破綻を申請しても、国や県では助けてくれるわけではなく、あくまで市で計画を立て、財政再建に向けて取り組んでいかななくてはなりません。再建には20年間の増税が不可欠だとされ、市民の間からは、生きている間苦しめられる、増税は認めない、このような財政状況をつくり出した者たちが責任をとり負担しろとの声が高くなっているそうでありますが、本市の財政状況についても、合併以来ほとんど赤字がふえ続け、大変心配であります。合併特例債までつぎ込んで赤字をふやしている現状を見ますと、将来その負担が子供たちや生活の苦しい住民の肩に及ぶのではないかと非常に危惧せざるを得ません。10億円の特例債を使うことになった本市の財政状況は大丈夫かどうか、対策についてどのようになっているのか、この見通しについて現状説明をしていただきたいと思います。

第9に、過疎地域振興計画の策定と見通しについてであります。10月28日の東奥日報に、総務省研究会のコメントとして、「再建団体申し出制廃止」「国が移行義務づけ」ということが書かれていました。これは、「財政悪化が止まらない自治体の意志に任せると、住民への行政サービスに支障が出かねない」と判断したことから、さらに財政悪化が続けば再建団体へ移行させるというもの

であり、これからは国の指導と関与もあり得るといふものであります。当然市長は、このことは理解していることと思いますが、準用財政再建団体になれば、夕張市と同じになります。過度の税金の値上げは、市民の生きる権利と希望を失わせることになり、我々議員も同罪であり、心して対処していかなければなりません。この財政の悪化の回避が優先されなければならないと思いますが、これから我々地方議員が市民からゆだねられた均衡ある郷土の発展と一体化を目指した施策、地方市民のための地域づくり、合併当初の約束された過疎地域振興計画をどのようにして細部の計画を策定し、実行していくつもりなのか。さらに、本市の財政状況が怪しい方向へと向かっていくような雲行きとなっています。私のこの危機感が取り越し苦労でなければいいと思っておりますが、市長はこれからの過疎地域振興計画の策定と見通しについてどのように考えておられるのか、お答えいただきたいと思っております。

最後に、高速通信網の構築の必要性についてであります。地域振興計画の一環としてビジョンがなくてはなりません、ここで一つ提案しておきたいと思っております。下北は、行政が部分的に孤立し、大都市のような情報量の共有がございません。閉塞感と孤立感から、新しいものを避けるという風潮が感じられ、疎外感から時代のニーズに応じ切れていないのが現状であります。隣県の岩手県では、将来に向けて光通信網の双方向迂回路の導入を目指しています。県全体のネットワークづくりであります、これは今まで速いとされてきたADSLの100倍のスピードがあるとされているものであります。これからのニーズの高まりとともに新しいビジネスが生まれる可能性を秘めており、必要不可欠になっていくとされているものであります。予算的にも大変なようではありますが、これが実現すれば、遠くにいても大都市と同様の

情報が同時に入手できます。必要度が高まれば、実現可能なものだと思います。まさにこれがIT社会の時代の先を読む行政のあり方ではないでしょうか。

本市では、まだまだ通信網が頼りなく、エフエムアジュール放送でさえ旧町村部へ行き渡っていないし、これが地方を孤立させ、閉塞感を生んでいる原因だと思います。財政赤字を早急に削減するよう方向転換し、合併特例債もまずこのような本市全体に必要なものへの投資を優先するべきであります。本市でも本市全体にこれを行き届かせ、難聴地域を解消、難題な情報共有に道筋をつける光ケーブルの配信システムの導入を検討してみてもはどうでしょうか。

次に、2点目の質問であります。河川の危険防止対策についてであります。第1に河川改修についてお尋ねいたします。川内町松川地区の河川がはんらんの危機にさらされています。平成18年6月に本市の建設部にその破損写真を提示し、その状況を説明したことがあります。その後再び現地を訪れて範囲を拡大し、調査してみました。指摘したところよりも下流に同じようなところがあります。行政側では、ここも調査したと思っております、10月7日の大雨による増水や台風の影響で護岸の裏側の浸食が相当進んでいます。また、最近の大雨、さらに今冬の雪解け水の増水などによる決壊が心配されます。このごろ、雪の降る前ですが、どのようになっているか見てまいりました。護岸の内側が虫歯の歯槽膿漏のように浸食されているようです。このままでは連結護岸自体が流れ出し、それが水をせきとめ、民家に濁流が流れ込むなどの危険が指摘されています。緊急な対策を講ずるべきだと思います。管轄が県だとしても、本市の範囲内にある川であります。災害が発生する前に至急対策を講ずるべきであると思っておりますが、県への要請はどのようになっているのでしょうか、進捗

状況をご説明いただきたいと思ひます。

第2に環境衛生悪化対策と堆積土砂の浚渫についてであります。国道338号にかかっている桧川橋の下、また河口部分ではどんでん堆積土砂も多くなっています。その場所の上流部分の河川が大変狭いように感じられます。奥の方が広がっているのに、上流部にある橋の下から国道338号にまたがっている橋のすぐ上まで急に狭くなっています。前段でも申し上げましたが、そのために大雨が降ると護岸に物すごい負荷がかかり、川の下を洗い、護岸の底部とその裏側を浸食し、土をえぐり出し、濁流と化し、大量の土砂を下流に流出させています。このごろ以前にも増して土砂の流出が非常に多くなってきたように感じられます。この堆積した土砂の上に付近の家庭から流れ出てきた排水が滞留し、干潮になると生活排水と土砂が混じり合い、悪臭を発生し、周りの環境に大変な悪影響を与えています。不衛生な環境保全対策の一環として、再び土砂を取り除くなどの対策が必要であると思ひますが、いかがでしょうか。

第3に、道路の補修についてであります。山へ向かって川べりの右側の道路は、護岸の地すべりにより路肩が崩れかかっています。桧川の川は、以前は蛇行が激しく、雨が降れば、その水が土をえぐり、大木などが川に倒れ、それが濁流をとめ、大変な災害が発生したことがあります。そこで、これを県に改修してほしいと懇願し、現在の川になりました。この道路は、河川改修がなされたときまではなかった道路であり、川が真っすぐになったときにつくられたものであります。護岸補強のためにつくられたものであると思ひます。盛り土の上に砂利を敷き詰めた簡単な道路ではあります。護岸が川の中ほどに滑ってずり下がってきているために、少しずつ崩れかかっています。早く手当てしないと崩れている部分が広がり、通行できなくなるなど、対策が必要にな

ります。現在何ともないところまで影響が出てくると思ひます。護岸改修は急ぐべきであります。堆積土砂の浚渫も同時に要請していただきたいと思ひますが、道路の補修も含めて今後の工事予定はどのようになっているのでしょうか。県との協議も含めた本市の対応と見通しについてお伺ひいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、質問の1点目として、地域振興計画の本市の現状と見通しに関連し、10項目にわたって東議員ならではのとらえ方、あるいは考え方に基づくご質問と承りました。内容は、大きく分けまして、経済の低迷、なかんずく合併後の旧町村部の経済的疲弊と、そうした中でまちじゅうに活力をもたらずであろう新むつ市まちづくり計画とむつ市過疎地域自立促進計画の見通し及びそれらを実行に移す担保となる財政状況についてと、さらに閉塞感と孤立感から脱却する手だての一つとして高速通信網の構築について私の所見を求めるものであります。

初めに、経済の現状認識についてお答えしたいと存じますが、私と東議員とは現状認識に対する立脚点に残念ながら大きな隔りがあると言わざるを得ません。東議員は、かねてから景気が悪くなったのも、過疎化が急速に進んでいるのも合併によってもたらされたものであるという考え方をお持ちのようではありますが、経済においては世界的な市場再編の流れの中で、また過疎化の問題においては人口減少社会の到来という時代の流れの中でとらえるべきであると、これまた私が口を酸っぱくなるほど言い続けてまいりました。経済もこれまでのように右肩上がりの成長を望めな

い。人口も減少の一途をたどっていく社会が目に見えてきたことを受けて、規模が小さいままでは自治体としての役割を全うできなくなるという危機感から、それぞれが思い悩んで合併という選択肢を選んだのだととらえております。

こうした前提で今日私どもが置かれている経済的な現状を見ますと、特にこれまで当地域の主要産業であった公共事業関連の仕事の落ち込み、あるいは中央の好景気とは裏腹な消費動向の低迷など、非常に厳しいものがあると認識しております。そして、この状況は旧町村部のみならず、旧市部においてもそうであるというより、前段で申し上げた理由によって、社会の大きなうねりと軌を一にして合併に突き進んだ全国の自治体に共通するものであらうと考えます。このような時代背景の中で各自治体が目指す自立のために産業の振興はどうあるべきかなどについて模索しているわけですが、かつてのように安い土地と労働力を売り物に企業に進出してもらえる世の中にならなかった今日、その土地ならではの地場産業の育成に官民挙げて知恵を出し合っていかなければならないと思っているところであります。

9月定例会で野平地区の先進事例を挙げて、当市にも進取の気性に富む農業経営者が育っているということ、そしてそうした方々の発想や着想を大事にして、花を咲かせ、実を結ばせるために行政が手助けしていかなければならないということを申し上げました。これは、大変時間を要する施策になるわけですが、試行錯誤を経て技術が確立され、販路が確保されれば、将来的に大きな経済効果をもたらすであらうと考えますので、どうか、長期的な視点に立って見守り、ご支援を寄せてくださるようお願い申し上げます。

次に、新むつ市まちづくり計画とむつ市過疎地域自立促進計画について言及されましたが、新むつ市まちづくり計画は、ご承知のとおり旧市町村

で策定しておりました長期総合計画をベースとし、広範囲で、しかも各世代の声が反映するアンケートに基づいて新しいむつ市のあるべき姿、進むべき方向の理念を掲げ、合併協議会での議論を経て承認された計画でありますので、現在作成準備に入っております新むつ市長期総合計画に反映、継承してまいりたいと考えております。

また、むつ市過疎地域自立促進計画につきましては、旧町村で作成、実施しておりました前期計画で積み残した事業を引き継ぎ、新たな事業も加えて、平成17年度から平成21年度までを計画年度とする後期計画を作成し、昨年の9月定例会で御議決を賜ったところであります。

そして、その計画の実行であります。これもそれぞれの旧町村で優先順位が既に決められている事業を優先し、余り耳ざわりのよくない表現になりますが、その時々々の財政事情に応じて実施していくというスタイルにならざるを得ないと考えております。この過疎事業は、ご案内のとおり非常に有利な起債を組めるうえに交付税措置されますので、積極的に活用したいと考えておりますが、特別措置法は平成21年度までの時限立法になっており、その後の制度の存廃に深い関心を抱いているところであります。

次に、財政健全化については、3点についてのご質問であります。関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、合併以来赤字が解消されないでふえ続けているとのご指摘であります。旧4市町村の合併については、財政の赤字及び赤字見込み団体同士の合併でありましたことに加え、歳出面において病院事業経営健全化に対する財政支援、新ごみ焼却施設及び新し尿処理施設の建設負担金の増加、歳入面において、三位一体改革、地方交付税の減少等影響を受けまして、赤字額が増加しているものであります。また、財政の健全化の見通し

については、今定例会に提出させていただきました赤字解消計画のとおり、今年度が赤字額のピークになる見込みであり、平成23年度には赤字の解消が達成できる見通しであります。そのためには、まず赤字幅の縮小が優先されなければなりません。赤字解消計画を着実にしていくには、昨年度に策定いたしました行政改革大綱や集中改革プランに基づき積極的に行財政改革を推進していかなければなりません。合併における激変緩和に対する措置、一体感の醸成への配慮なども必要でありますことから、電源立地地域対策交付金が大きな役割を果たすものと考えております。

財政破綻になれば、増税や公共料金の値上げなど市民負担がふえることから、しっかりとした赤字解消の対策を示せ、についてであります。先般準用財政再建団体の指定を受けることを表明した夕張市の非常に厳しい財政再建案がマスメディアで報じられ、全国に大きな波紋を投げかけております。自主財源に乏しく、電源立地地域対策交付金に大きく依存する財政構造にある本市においても、決して他人事ではないものと認識しておりますと同時に、赤字解消計画に基づいた確実な財政の健全化に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、合併特例債について、3点についてのご質問であります。関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、合併特例債の使用の申し合わせというご指摘に関してであります。市町村の合併の特例に関する法律第5条に定めます。新市まちづくり計画策定に当たっての財政見通しの前提として、合併した場合の財政シミュレーションを合併協議会に示しております。当時の説明として、合併後3年くらいは財政状況が非常に厳しい状態が続くために、準用財政再建団体転落ラインをクリアするために、合併特例債は計画期間の後半に適用せ

ざるを得なかったという背景があり、委員の皆様にもやむを得ないものとして了承されたものと理解をいたしております。今定例会に議案第90号資料としてお示ししております赤字解消計画と合併協定書における財政計画を比べておわかりのことと思いますが、さまざまな状況の変化はありますものの、累積の収支はそれほど乖離いたしてはおりません。新市まちづくり計画に基づいた積極的な事業は、財政再建の足取りがしっかりしてくる計画期間の後半に徐々に行う。そのための財源として、合併特例債を活用していくのだという基本的な考え方は全く変わっていないのであります。ただ、だからといって全く使えないということではなく、通常ベースで行う事業の中で合併特例債を使えるのであれば、財源対策効果が大きいものを活用したいということをお願いしているわけがあります。

具体的に申し上げますと、新市まちづくり計画の財政計画では、平成17年度から平成21年度までの合併後5年間は、電源三法交付金等を財源とします特別分の事業費を除いた、いわゆる通常分の普通建設事業費の財源として合併特例債を除く地方債が計上されているのであります。しかし、また同計画での平成17年度の通常分の普通建設事業費として8億4,800万円を計上し、その財源として国庫補助金が8,500万円、地方債が5億7,210万円、一般財源が1億9,090万円となっているのであります。この中で旧4市町村の道路整備事業についての財源は、財政措置の大きい過疎対策事業債と財政措置の少ない臨時道路整備事業債並びに豪雪対策事業債を使用することとしているのであります。しかしながら、この道路整備事業について、財政措置の大きい合併特例債が対象となるにもかかわらず、財政措置の少ない臨時道路整備事業債並びに豪雪対策事業債を使用することは、財政的には悪影響を及ぼすものであります。

このことから、平成17年度の事業につきましては、当初予算時に合併特例債以外の起債を充当する予定であった事業の総点検を行い、合併特例債の対象事業となり得るものはすべて切りかえることにいたしました。その内容としては、平成17年度には川内25号線、平成18年度は川内53号線、大畑本町5号道路、さらに脇野沢瀬野川目2号側溝整備といったような事業に充当しておるところであります。今後は、決算の公表時期に市政だよりを通して市民の皆様にご説明してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、今後とも新市の一体性の速やかな確立並びに均衡ある発展に資するために行う事業で生活関連事業及び緊急を要する事業を優先的に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、高速通信網の構築の必要性についてお答えいたします。青森県においては、行政手続のオンライン化に係る国の目標であります平成20年度までの運用が求められておりますことから、先発の北海道において構築、運用しているシステムの活用について、秋田県との広域連携のもと、共同アウトソーシングによる導入を検討しているところであります。また、市町村においても平成22年度までに構築、運用することが目標とされており、県からは、県及び市町村財政の軽減を図るべく県と足並みをそろえた共同アウトソーシングによる導入が提案されているところであります。

このように青森県におけるIT戦略関連整備の立ちおくれは、不況による緊縮財政状況が背景にあるものと思います。当市においては、市町村合併の協議を進める中、行政区域の拡大が予想されましたことから、平成16年度に総務省の補助を受け、当時の合併協議会構成市町村でありました大間町を除くむつ市、川内町、大畑町、横浜町、風間浦村、佐井村及び脇野沢村の7市町村が連携し

て地域イントラネット基盤施設整備事業及び情報通信システム整備促進事業の導入により、各庁舎間はNTTのダークファイバーを借用し、各庁舎から公民館あるいは小・中学校等公共施設までは自前の光通信ケーブルの布設による高速通信網及び各種サービスの配信システムの機能整備を行い、平成17年度から構成4市町村によるむつ下北情報ネットワークシステム運営協議会を組織し、運営に当たっております。

これらの設備、システムの活用を図るため、市では新市まちづくり計画を踏まえ、平成17年度に部長級を委員とするむつ市情報化推進会議を設置し、むつ市情報化推進基本計画を策定したところであります。この基本計画の中に地域情報化の推進方策として住民と産業、行政が一体となった推進体制の整備に始まり、インターネット利用環境の整備による地域の情報格差の是正を盛り込んでおります。

次に、高速通信網の整備についてであります。むつ下北地域においては、ことし3月から風間浦村で高速通信回線ADSLサービスの提供がなされたことから、下北全地域での利用が可能となったところであります。また、高速光通信回線のBフレッツにつきましても、田名部地区が昨年10月から、大湊地区はこの10月からのサービスが開始されております。これらの整備は、NTTが行っておりますが、1交換所当たりの契約件数がおおむね500件を見込める地域もしくは国の機関及び公共機関等が複数ある場合は契約件数が緩和できる可能性があるとのことですが、採算の面から、今後むつ下北地域における整備計画はないとのこととあります。このために、地域情報格差是正は将来的にも重要課題でありますことを認識し、光通信網のさらなる整備につきましては、地域情報化に係る住民意識調査のもと、市の財政状況を勘案し、光通信ケーブルの民間開放も含め、NTT

を初め民間プロバイダーに対しての働きかけとともに、その可能性についてさまざまな角度から検討いたしたいと思います。

次に、河川の危険防止対策のご質問にお答えいたします。1点目の河川改修についてのご質問ですが、県が管理する2級河川桜川は、昭和54年から平成5年にかけて河口から上流1,100メートルが整備されております。ご指摘の箇所は、東議員から連絡を受けて現場を確認したところ、連結ブロックにより整備された河床部分が洗掘された状態になっておりましたので、県に調査していただいた結果、その対策工事費について、来年度予算へ要求したとのことであります。

2点目の環境衛生悪化防止対策と堆積土砂の浚渫についてであります。桜川橋付近の土砂の撤去につきましては、河川管理者が洪水時に計画している水量を流せる状態かどうかの判断によることとありますので、撤去の時期については明確に申し上げることはできませんが、市といたしましては、状況を見ながら随時要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

3点目の道路の補修については、1点目の箇所と同じところのようでありますので、1点目の対策工事の中で復旧していただけるようお願いしてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 東議員、残り5分程度でございますので、ご協力をお願いいたします。

○13番（東 健而） 仕方がありません、単刀直入にお聞きいたしたいと思います。

質問の第2点目の方からお伺いいたします。お伺いというよりも、来年度の予算に要求するという答弁がありました。その点はそれなりに進んでいくものと思いますので、なるだけ早目に対処していただくことをお願いしておきたいと思いません。

経済認識については、市長は立脚点に隔たりがあると。私と市長の間には、ここでもこのぐらいの隔たりがありますけれども、隔たりがあるということでございますので、私も何回もの質問の中で、それは感じてまいりました。だけれども、この隔たりを縮めるのが私たちの務めではないかと思っておりますので、さまざまな問題点をこれからも提起しながら質問してまいりたいと思っております。

そこで、ちょっと特例債についてこだわりがありますので、その点と、それから累積債務について私の方から再質問させていただきます。

まず、1点目の特例債の財源について伺いたいと思っております。仮に約束の三、四年後に財源が必要になってきた場合、市長はこの財源をどのようにして工面するつもりでしょうか、また工面しないつもりでしょうか。これを簡潔明瞭に。

それから、2点目でございますが、本市の累積債務についてお尋ねいたします。その前に、議長、資料の提出をすることをお許しいただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） もう間もなく時間ですので、ご協力をお願いいたします。

○13番（東 健而） 財産及び債務の取り扱いについてでございますけれども、地方債は361億円ということで、横垣議員の質疑でも明らかになりました。この平成16年度の合併協議会で示された協議第31号、協定項目5の中に財産総括表があります。この中で旧むつ市の債務は一般会計、特別会計、企業会計、債務負担行為、地方債の償還状況を合わせて394億8,288万5,000円、これに公営企業の債務112億8,700万円を合わせると507億7,000万円になっております。これは、膨大な数字であります。これに、また旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村を加えると、約742億円に上っていたことはご存じのことと思っております。そこで、合併以来現在まで赤字幅がどんどんふえています。現在

の本市のこのような査定の仕方だと思いますけれども、累積債務の総額は一体どのくらいになっているのでしょうか。

また、この会計のほかに病院会計なんかもあると思いますけれども、本市の加算できる範囲で結構ですので、合計でお答えいただきたいと思います。

以上、2点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 詳細については、企画部長から答えさせますが、三、四年後の合併特例債を使った際の一般財源はどこから出てくるのだと。これは、やはり電源三法交付金のやりくりで出てくる部分がございます。

二つ目のご質問については、企画部長から答えさせます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 累積債務ということでお答えいたします。

市全体の累積債務ということですが、一般会計、その他の下水道事業、それから簡易水道ほかありますが、関連するものを合わせますと約660億円ということになります。これに病院は入っておりません。病院会計は、また別ですので、660億円。これは、赤字ということではなくて、起債残高ということにとらえていただければと思います。

○議長（宮下順一郎） 13番。

○13番（東 健而） 答弁を伺いまして、財政が今一番苦しいときなのだなということがわかりました。ですが、市長、私は地方の地域振興、これを質問したわけでありますので、川内地区、大畑地区、脇野沢地区の地域振興に対するご尽力だけは後退しないようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、東健而議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。12月18日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、12月18日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月16日及び17日は休日のため休会とし、12月19日は工藤孝夫議員、堺孝悦議員、斉藤孝昭議員、柴田峯生議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時26分 散会

